

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（6）

2. 日時：令和5年6月1日（木）15時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

高減容処理技術課 課長 他1名

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 他1名

放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他3名

高速炉・新型炉研究開発部門 技術主席 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：設工認その9に係るヒアリングコメント回答（処理場223-1）

資料2：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」（処理場223-2）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それから、では、原科研、通常のヒアリングを行います。
0:00:09	今回の趣旨としては、第2回の審査会合で、おそろい辺三瓶ないし9件の三つの辺のうち、前回、大変3.6. お伺いしましたので、今回は7件8辺急変をまずお伺いしました通り、
0:00:25	改正という趣旨で進めたいと思います。また資料として、
0:00:31	これまでのヒアリングに対する回答になっていただいておりますけども、これについては必要に応じて適宜、触れさせていただければと思います。まず、7編の説明からお願いいたします。
0:00:45	はい。原子力科学研究所のバックエンド技術部の北原です。それでは画面の方協議させていただきます。
0:00:55	はい。お願いします。
0:01:05	こちら画面の方見えておりますでしょうか。はい、ありがとうございます。
0:01:11	はい。それでは続いて、5月19日からの続きということで設工認申請その9の第2回の審査会合の説明資料というところで、第7編の方から説明の方させていただきます。
0:01:26	第7編は、避難用照明、誘導標識及び誘導灯の設置でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:33	概要ですけれども、こちら真ん中ですね枠で囲っている設備と建屋ですね、こちらが対象ということになっております。
0:01:44	で今回申請する範囲はこれらの建屋に設ける、避難用照明、誘導標識及び誘導灯、並びに上事業の照明器具に関するものでございます。
0:01:57	設計条件ですけれども、まず両括弧 1、建屋内に容易に識別できる、避難通路及び避難口を確保するためということで、避難用照明、誘導標識及び誘導灯を設置すると。
0:02:11	両括弧 2 がですね、衛藤まず誘導標識ですけれども、こちらは避難の方向及び避難口である旨を明示し、音のつきやすい箇所に設けると。これによって容易に識別できるようにすることと、
0:02:26	またということで避難通路及び避難口の今度は誘導灯ですけれども、こちらも同様にですね避難の方向及び避難口である旨を明示して容易に識別できるようにするとともに、
0:02:37	照明用の電源が喪失した場合においても、機能を損なわないようにすることになります。
0:02:44	両括弧 3、こちら照明用の電源が喪失した場合ですけれども、こちらですね、自動的に検討することと、あと避難上、必要な照度を確保した避難用の照明を設置することになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:59	最後両括弧 4 回線異常が発生した場合に、使用する照明器具を配備することになります。
0:03:08	はい。続きまして設計仕様ですけれども、まず両括弧 1 にですね、こちら各建屋ごとのですね避難用照明と、誘導標識及び誘導と、
0:03:18	についてですね、こちらすべて既設のものになりますけれども、こちら台数とこちら番号のほう記載の方させていただいてございます。
0:03:26	その下がですね両括弧 2 がですね異常時用の照明の台数ということで、こちら建屋ごとにですね、充電式の投光器、こちらを時代ずつ設置するものでございます。こちらもすべて既設のものでございます。
0:03:44	続いて機能に関する仕様ですけれども、まず一つ目のポツですけれども、頭皮避難ツール、避難口を示す誘導標識及び誘導灯につきましてはですね、
0:03:55	消防庁の登録認定機関のファン認定品とすることと、二つ目のポツですけれども避難誘導灯についてはですね、蓄電池をですね内蔵してですね照明用の電源喪失時においても、目視により確認できるようにすることと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:12	三つ目のポツが避難用照明ですけれども、こちらもですね蓄電池または ですね、予備電源、これらによって給電可能な照明器具であって、照明 の電源装置でも自動的に点灯することになります。
0:04:26	四つ目のポツですけどこちらの小照明の明るさと、点灯時間になります けれども、明るさについてはですね、白熱灯については避難通路の床面 においては1ルクス以上と。
0:04:38	蛍光灯、またはLEDランプにつきましてはですね、これをね、2ルク ス以上ということで明るさオス定めておまして、これらの点、いずれ も点灯時間は10分以上、条件としております。
0:04:51	最後のポツですけれども、こちらまで全部照明用の電源喪失時の誘導標 識及び誘導灯の点灯時間ですけれども、こちらも上と同様にですね、点 灯時間は十分以上としております。
0:05:06	こちらの代表施設としまして、これは減容処理等ですね、避難用照明 と、誘導標識及び誘導灯の配置図という形で、こちらに示しているもの となっております。
0:05:21	続いて技術基準規則への適合性ですけれども、該当する条項としまして はですね、こちらの第20条の安全避難通路等の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:31	が閉会といたします。それ以外についてはですね、すべて評価は必要性なしとしております。
0:05:41	はい。こちら技術基準規則への適合性ですけれども、第 20 条ですね、まずあと第 1 号というところですが、こちらですね
0:05:52	識別でできるというところで、被避難用照明を避難や誘導標識及び誘導灯を設けるというところと、続いて第 2 号ですね、これらに適合するためというところで、通常の照明用の電源喪失時でも、
0:06:08	容易に避難できるようにというところで蓄電池または予備電源によって給電するですね避難照明及び誘導灯を設けると。
0:06:17	第 3 号ですけれども、こちら異常が発生した場合に、用いる照明というところで給電式投光器、こちらをはい、建屋ごとに配置することによって、専用の照明及び電源を確保するというところでございます。
0:06:34	続いて減少設置変更許可申請書等の整合性というところですが、左側がですね減少設置変更許可申請書の記載でございまして、
0:06:44	こちらまず本文のところについてはですね、それぞれ液体廃棄物の廃棄設備と、固体廃棄物の廃棄設備、それぞれに対してですね、設置変更、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	移譲事業の紙照明とかですね、あと避難通路避難口とかそういうものを設けるといふところに対して、先ほどお示した設計条件が該当するといふところでございます。
0:07:08	続いてこちらですね添付書類 8 のといふところでございます。
0:07:13	続いて答えられる程度現地日間は、こちら基本設計の方針、許可基準規則第 11 条のですね、安全避難通路等に対するところと、あと、各施設ごとのですね、
0:07:24	2%設けるといふところに対してですね、こちら右側に示しております。先ほど数説明しました設計仕様と機能でのところが該当するといふところで
0:07:34	整合性を確認しているといふところでございます。
0:07:41	はい。続きまして使用前事業者検査の項目及び方法といふところですけども、あと第 1 号がですね、こちら、因数検査ですね。こちらについては、避難用照明誘導標識及び誘導灯の配置。
0:07:57	とですね数量、こちらをですね、目視により確認するといふところで、設工認申請書に示しております各建屋ごとの図面ですけどもこちらに示す所定の位置に、所定の数量は西郷戸松元、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	示すということをかぶるというところでございます。
0:08:13	続いて第2号ですけれども、こちら性能検査でございます、まず方法としましてはですね、まず避難用照明がですね所定の時間以上点灯することを確認する。これは先ほどし、
0:08:25	説明した通り、主な判定としましては10分以上、点灯することを確認いたします。
0:08:31	続いて床面において所定の明るさを確保できることを確認するということで、こちらですね白熱灯に関しては床面において1ルクス以上、蛍光灯またはLEDランプについては床面において2ルクス以上、
0:08:44	これらの数差を確保できていることを確認いたします。
0:08:49	最後こちら所定の時間が経過した後ですね、これも誘導標識及び誘導灯目視できることを確認するということで、こちら避難用照明と同様に、
0:08:59	10分以上まで通して目視にて確認できることで判定の方させていただきます。
0:09:08	てこじゃ第3号につきましてはですね、岡他の編と同様にですね、適合性確認検査と品質マネジメントシステム検査の方へ実施いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:19	はい。以上第7編の説明になります。
0:09:23	はい規制庁忠ペアです。どうもありがとうございました。
0:09:27	ではじゃあ伺いたしますけれども、こういった非常用の照明設備と いうのは、
0:09:34	第一義的には、建物の中にいる人たちが安全に外まで避難するために使 うことだと思えますけれども、原科研さんではそれ以外の用途というの は全く想定されないのでしょうか例えば、書記、そのあたりのもとで初 期的な消火活動をやると。
0:09:54	それ以上の事態の進展を明らかに食い止められる場合とがですねそうい う場合に作業するとか、
0:10:02	そういう可能性はないでしょうか。
0:10:09	はい。処理場の横堀です。江藤。今のお話ですけれども、そういった場 合を想定しまして、異常が発生した場合の、
0:10:20	に使う照明器具ですね、こちら充電式の投光器になりますけれども、そ ういったものをですね、建屋の入口に設けておりますので、そういった ものを現場に持ち込んで、
0:10:32	はい照度を確保した上でそういった採用も行うと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	いうことは想定しております。
0:10:39	成長シブヤどうもありがとうございます。そうすると、この前も同じようなことをお伺いしましたが、21条の安全総設備としての、
0:10:50	機能が期待されるんじゃないかと思えますけどもそれはいかがでしょうか。
0:11:02	すいません。
0:11:08	はい。処理場のヨコボリですけれども、
0:11:12	安全設備のところなんですけどこちらは
0:11:17	ヒアリングの回答資料でもちょっとお送りさせていただきましたけれども、重要度の高いものクラス2、
0:11:26	以上、安全施設の中の、そういった需要の高いものということで処理原価形の中で整理をかけておりまして、処理場に関しましては、基本そういった、
0:11:39	安全設備に該当するようなものはやはりないという整理を今のところ考えておりまして、
0:11:45	ただ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	衛藤処理場につきましてはですので設計基準事故というものも、多量のそういった放射性物を放出するようなそういった設計基準事故に該当するものはない。
0:11:56	いいんですけれども、なのでここは異常が発生した場合という形で、処理場内でそ想定されるような事項、そういった部分を、
0:12:06	考慮しているということで、
0:12:08	20、1条への適合はなしということで整理をかけているものでございます。
0:12:15	はい。規制庁渋谷ですありがとうございます。やはり指導いただいておりますので、資料処理上 223-1 の 5 ページ目についてご説明いただいでよろしいでしょうか。
0:12:37	はい処理場のヨコボリです。
0:12:41	それではお送りしております資料の 5 ページ回答資料のですね、5 ページ目、223-1 ということで、こちらの
0:12:50	安全施設と安全設備、こちらの考え方ということで
0:12:56	ご回答させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:58	まず原科研としましては安全施設につきましては、許可基準規則の定義の通りですね、安全機能を有するものということで、その重要度につきましては水色指針等の考え方ですね基本的な考え方に基づいて分類しているものでございます。
0:13:17	安全設備に関しましては、技術基準、規則の第2条、2項の28号のところに、安全設備の経緯がございます。
0:13:27	また
0:13:29	同規則のですね第21条の安全設備、こちら、これらの要求事項をから整理をしまして、
0:13:37	許可基準規則で定める安全施設のうち、安全機能の重要度分類クラス2以上に該当する設備が、
0:13:47	安全設備に該当するというふうに考えてございます。
0:13:53	えと処理場におけるですね、構築物系統機器及び機器につきましては、ほとんどが安全機能の重要度分類はクラス3に該当するものでございます。
0:14:04	また一部P S 2に該当するものこれが第2廃棄物処理棟にあるですね、セルですね固体廃棄物処理施設等にですね、すぐセルですとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	あと屋外の保管廃棄施設の一部に運用してるものがございませけれども、これらにつきましても、
0:14:23	二次技術基準上の定義に該当するようなものをというのではないということとで処理場には安全設備がないということで整理をしてこれまで整理をしてきております。
0:14:33	いずれですね、処理場におきまして、技術基準規則第12条の3項、安全設備のところの第3項について、
0:14:44	設計基準事故、は処理場はございませませんが、文書の許可の中でですね、高温の焼却灰ですとか溶融物を取り扱うこと、また、その中で異常な温度上昇とか負圧の経過、
0:14:57	そういったものが想定される設備は、これらの環境条件以下であっても、とじ込み機能を維持できるよう設計するというふうに許可の中でしております。
0:15:07	ですので許可との整合の観点からですね、この
0:15:12	機器今回申請をする圧力逃がし機構ですねこちらについては、
0:15:18	ここの部分適合させるということで、申請を行っているというものでございませぬ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	それ以外の条項に関する整理については、6 ページ以降にちょっと整理整合ということで表をおつけしておりますけれども、
0:15:32	そちらの中ですね、12 条、許可基準規則上の安全施設の 12 条 2 項のところで、
0:15:40	こちらは安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものということで、こちらについてはですね許可上で処理場の許可上では、そういった施設がないので、
0:15:50	設計上考慮する必要ないということで、許可をいただいているものでございます。
0:15:55	参考のところは先ほどご説明した通りですね、圧力逃し域高をにつきましては、許可の中で、処理場の許可書の中で、
0:16:05	ここに限定したところで、
0:16:08	記載をしているところが設計するということで記載しておりますので、この部分に関しましては、
0:16:14	安全設備はないんですけれども、適合条項として該当するものとして整理を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	5項の飛散物、こちらについては、最終的に許可上で管理するというこ とで整理をさせていただいてまして、ここにつきましても、これまでの 審議の中で、
0:16:32	後段の規制のところとかの整理の中で、
0:16:36	こちらは
0:16:38	運用対応ということで整理をかけさせていただいておりますのでこちら も運用対応ということで考えてございます。最後、6項のところを2条 の試験研究原子炉施設と共用し、または相互に接続する場合、
0:16:53	云々というところにつきましては、こちらの処理場の許可上、原子炉施 設とは独立して設定しているということで、
0:17:01	それに影響を与えることはないということで、特に該当しないというこ とで整理をしているということで、一応安全施設と安全設備については このような整理を計画としてしているというものでございます。
0:17:14	説明は以上になります。
0:17:16	はい、ありがとうございました。基本的に河瀬さんの設備については、 異常事態の時に、作動することを期待しているものもあるんだけど も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:27	この 21 条には該当しないというふうに扱っているということで承知いたしました。
0:17:33	注田川から、現段階で何かコメントありますでしょうか。
0:17:40	規制庁島野ですけど、今横堀さんのご説明の中で、原科研としてという、ご説明あったと思うんですけど、他の原科研の施設も、
0:17:51	同じ扱いをしているということでよろしいですか。
0:17:59	症状ヨコボリですけども。はい。これ確か以前ですね、ちょっと何年前か忘れてしまった大分前なんですけども、このような議論が、以前もございまして、
0:18:12	処理場からではないんですけど他施設からですね、その旨規制庁の方にヒアリングでも同様の回答をしております、
0:18:21	原科研としては、当課の施設も含めて同じような整理、同じす。
0:18:35	はい。
0:18:42	すいません、音声確認です。そちらの、そちらの音声聞こえませんがこちらの音声は聞こえますでしょうか。
0:18:56	ネットワークに問題が発生しました。
0:18:59	了解できますか、今、一緒に行きます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:06	これ確かにここのマークがおかしい。
0:19:11	ありゃ。
0:19:19	これはうちの問題ですね。橋本です。内々の問題。
0:19:25	これ使っちゃう。
0:19:31	私のパソコンは何ともないでしょ。そうですね。
0:19:34	こいつ。
0:19:41	規制庁です。ちょっと音声確認させてください。処理場聞こえますでしょうか。
0:19:48	キャッシュ力で聞こえております。ちょっと聞こえなくて申し訳ないですけど、ちょっともう1回島村さんの質問の原科研内容横並びかどうかということについてもう一度回答をお願いいたします。
0:20:03	はい。原価の中では、含めてあって、
0:20:13	安全施設の中で、従来はクラス2以上の
0:20:17	該当するということで、共通の整理を行ってございまして、数年前になりますけれども、ですけれども、
0:20:30	連絡でも同様の回答をさせていただいたという経緯がございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:36	はい、ありがとうございました。他に規制庁から何か質問等ございますでしょうか。
0:20:45	小石さん。
0:20:50	藤さんはいかがでしょう。
0:20:55	菊です。
0:20:58	衛藤尾藤です。
0:21:03	環境条件については、ある程度範囲、準備、
0:21:14	設備を定めていますので、近江という
0:21:24	関係してはどう決まって、
0:21:29	本来の最近は、その後、設置を、
0:21:39	総戦没へのパーティーから、
0:21:44	安全設備の条文でを行われている。
0:21:50	分関連施設として、
0:21:53	制限してるところを、について説明を聞きますのでですねあんまり設備に該当しないから、
0:22:03	そういう仕切りだけとかうまく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	いえ、整理して説明が重要かなと思って、ちょっとそこは引き続きお願いできればと思っています。
0:22:22	機構終了ヨコボリです。承知いたしました。
0:22:28	はい、越智会場です。
0:22:30	規制庁金子です。今の安全設備等、安全施設の関係を、
0:22:39	ちょっともうちょっと教えていただきたいんですけども。
0:22:44	理屈としては、今回整理していただいた6ページに表、
0:22:57	基準規則第20第十二条の2項で、下線が引いてある安全機能の重要度が特に特に高い安全機能を有するものと、これが安全、
0:23:10	設備ですっていうそういう、
0:23:13	説明でよろしかったでしょうか。
0:23:21	小堀ですけれども、有するものをプラス2ということに整理しております、それ。
0:23:37	ほうでプラス景観技術基準規則の案、設備の
0:23:44	AM事故というかですね定義等も踏まえると、
0:23:48	他それでは安全水位とするということでかけておりますけど、許可基準規則第12条の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:59	2項に定める安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものが、技術基準でいう安全設備ですとそういう整理だということでもいいですよ ね。
0:24:10	一般はおっしゃる通りです。はい。
0:24:14	その根拠は、
0:24:22	安全所長。
0:24:27	ちょっと技術基準。
0:24:33	近くに上、
0:24:44	30、40 ページ。
0:25:02	バイス。
0:25:13	はい、以上の
0:25:15	1928 号。
0:25:18	後、
0:25:20	非常に直接、将来大丈夫ですよ。
0:25:24	非常用冷却設備を、
0:25:33	規制庁金子です。6 ページの表の技術基準規則第 21 条のところに下線が 引いてある、第 2 章第 2 号第 28、安全設備っていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	非常用冷却設備なんですけど、今回ここになんです。
0:26:14	28号、
0:26:17	1、28でしょ。
0:26:20	安全ですね。
0:26:22	一方、
0:26:30	町長の木暮なんですけど、この比較表なんですけれども、衛藤。
0:26:36	木曾部長がその許せるの後に、故障関係とかですね。
0:26:43	要求のところがあまして、そちらに
0:26:46	付随するものですねこのろう、
0:26:49	のところ許可技術基準規則上のこれこれで、単一故障とか、多重性多様性を確保するという、その要求事項該当する部分をちょっとピックアップしたものでございまして、ろだけにか、が、重要度高いという、
0:27:05	ことじゃないということですよ。すみませんしつけが悪くて申し訳ありません。
0:27:11	ちょっとその頭を整理すると、許可基準規則で、
0:27:18	許可基準規則で案件、
0:27:22	コイツには単一故障。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:25	ケース研修の不足で大変保証が要求されているものが、
0:27:47	はい。
0:28:15	現象カネコです。
0:28:19	聞こえますか横堀さん。
0:28:21	はい。聞こえます。
0:28:23	お礼。
0:28:27	えっとですね、対への説明はまず許可基準規則食うでは、
0:28:34	安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する施設だから、重要なね、 重要な
0:28:46	安全施設って言っちゃうんですけど、重要な安全施設には単一故障が要求 されていますところがありますんで、21条を見ると、安全設備のうち、 一部のものには太鼓、単一故障を求められています。
0:29:01	ということなので、12条のロジックと21のロジック繋がらないように 見えるんですけど、そんなことないですか。
0:29:35	はい。処理場のヨコボリですけども、今ご指摘のところはおっしゃる 通りかと思います

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:43	許可基準規則上の単一故障をのこのころこれは安全機能の重要度が特に高いものということで許可上は、
0:29:53	やはりそれから9、高いものを述べていると考えておりますので処理場の許可書としてはそういったものが、
0:30:01	ないということで整理をかけておまして、技術基準基準、規則上はおっしゃる通り、
0:30:07	江藤、このろう、
0:30:09	に該当するもの。
0:30:12	のみにちょっと限定されてるように、
0:30:15	な書き方になっている。
0:30:17	とは思いますがはい。
0:30:19	さっき野辺さんの説明にあるような要求内容が同じものを横に並べてみました。許可基準規則ではそれを安全機能の特に高いものと称しています。それと同じ表現が技術基準見技術基準規則で見ると、
0:30:37	この安全設備ということになっています。なので、
0:30:41	安全機能の特に高い安全施設イコール安全設備ですっていう説明でしたけどそれは成り立たないんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:58	のでちょっとそこは変だと思えますっていうのをそれで置いてですね。 それで、
0:31:07	せ、この一番右の許可申請書の更新中っていうのはこれは、何の許可申請する処理場の申請書ですか。
0:31:16	大変こちら処理場ですね添付書類8になります。です
0:31:23	はい。
0:31:27	原発には何か郵送。
0:31:33	安全機能の重要度が特に高い安全機能ない。
0:31:43	で大堀さんが言いたいのは、
0:31:55	こちらは挙カーの整理のと、他の段階ですそれ以上、非常にリスクが小さいというかですねクラスターが大半であって、
0:32:05	そういったクラス2以上の施設のほとんどないという状況の中で、処理場としてはそういった形、安全機能が特に高い安全機能がないということとで設計上考慮する必要ないということで、
0:32:19	強化上整理をしているというところです。
0:32:23	結局、単一故障要求の設備はありませんよと言ってるわけですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:29	はい、おっしゃる通りです。うん。だからですね、技術基準規則の第 21 条で、歳出保証要求がある安全設備と、
0:32:39	交渉要求がない安全設備があるので、S A
0:32:45	許可規則等、申請書の中身を見たって、安全設備がない施設にはならないんですよ、それ。
0:32:55	安全設備に単一故障の要求がないものがないという中だけであって、単一故障要求のない安全設備は処理場に存在するというふうに整理するのが妥当だと思いますけど。
0:33:15	あ、はい処理場のヨコボリですそうですねこちらの資料上確かにそうそう読めてしまいますが
0:33:22	技術基準規則上で見れば聾だけでなく、いるとはもございますけども、やはりこれどちらもですね原子炉を持ってるような施設に対する、
0:33:35	あるもので処理場にこういったイロハに該当する設備自体がないということもありまして、
0:33:41	やはりちょっと処理場にはですね安全設備に該当するものはないということで、というのはちょっとこれまでの整理になっております。その話は面白いです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:00	はいこちらはですね、5 ページの本本文とか文章のところ、
0:34:06	この定義の定義とそれから 20、21 条ですかね、の要求事項からということ、
0:34:18	それ具体的に、ナンバー何行目でしょうか。
0:34:24	はい、衛藤第 2 パラがですね。
0:34:28	の安全設備は、ところですね、こちらの 2 行目のところに、
0:34:34	第 2 項 28 号の安全設備の定義及び同規則第 21 条の安全設備に対する要求事項から、
0:34:42	安全施設のうち、安全機能の重要度クラス分類クラス 2 以上に該当するものということで記載をさせていただいております。
0:34:52	ちょっと言葉足らずとか説明足らずかもしれませんが一応そこで、
0:34:57	定義のところすべて含めているということで書いてございます。
0:35:01	ロジックに開けないすぎて理解できないんですけど、
0:35:06	これはちょっとおっきくありませんけど、いずれにしろ、提言の中では、安全設備とは、MS 版 II のことを出すっていう、これはもう共通理解でいいですか赤塚 OK ですか。
0:35:22	加古オオウチです。はいそのような整理をさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:32	はい。うん。そういうことね。だからMSワンツーターが、
0:35:40	安全施設。
0:35:42	ちょっとMSワンツーターが、
0:35:45	安全設備か。
0:35:50	はい、わかりました。
0:35:55	この6ページの説明わー説明になってないってのは多分私さっきしてきたので、
0:36:02	抜くなり何なりしてください。
0:36:06	ということで、
0:36:13	うん。
0:36:18	はい。ちょっとそれで納得したということを受けて意味ではないんですけど、一応JAの考え方は了解、理解しました。
0:36:35	はいでは、
0:36:38	議事を戻しまして、
0:36:41	別の質問して、はい。
0:36:46	規制庁嶋村です。
0:36:56	パワーポイント資料等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	57 ページ。
0:37:05	ですけど
0:37:09	こちらに書いてある縦式の
0:37:12	施設、
0:37:15	がんに
0:37:17	今照明、
0:37:20	について書いてあるんですけど、
0:37:25	屋外式の場合は、障防法とかの要求はないん。
0:37:32	とは思うんですけど、もともと照明は、
0:37:38	あまり設置してなかったように記憶してんですけど、もともと作業は、 夜は作業はしないから、照明はつけないっていうそういう整理なんですよ。 うか。
0:37:51	はい。処理場のヨコボリさんのおっしゃる通りです。いわゆる夜間に作業を行うことは、今日ございませんので、そういったものは設けておりません。
0:38:02	もし何か
0:38:04	よる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:05	そういう屋外の施設で、何か異常が起きた場合は、ここにさっき出てたのなんですけど、可搬式の照明とかを、
0:38:16	使って使うということでしょうか。
0:38:22	はい終了のヨコボリですけどもおっしゃる通りでございまして、各建屋の中にそれぞれ設置している異常が発生した場合の照明というものは
0:38:31	屋外でもし仮に何かあればですね、夜間ですね、そちらを持って行って使用するということになります。ただ屋外の施設の基本保管廃棄施設のみになってございまして、静的な
0:38:45	施設ということもございまして、あまり何らか大きなリスクがあるというわけではないんですけども。おっしゃられた通り、そういった照明を建屋から持って対応するという形になります。
0:38:58	わかりました。
0:39:06	規制看護師布田です。スライドにある図面ではないんですけども、
0:39:13	第2廃棄物処理棟の、地下の図面ですね、ページ数でいうと本の7の、
0:39:22	図なんですけども、
0:39:31	第2廃棄物処理棟の地下1階の部分を今見てますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:37	例えば、プラム詰め室とかコンクリート注入室とか、こういうところには、そういった非常用の照明器具的なものが、
0:39:49	実際設置されてない部屋も中にはあるんですけども、こういった構造ってというのは、メンテナンスとかでも、人が入るってことは全く想定されない部屋という理解でよろしいでしょうか。
0:40:04	減少機構木下でございますドラム詰めスコンク中にすませるに近いような部屋でございます。作業靴台風の処理作業において人が立ち入ることはございません。一方で、
0:40:19	メンテナンスの時、こちらについては可能性がゼロではない。
0:40:28	部屋でございます。
0:40:35	そういった場合に、緊急の避難とかの、そういうし、照明等は必要ないでしょうか。
0:40:51	申請書。
0:40:58	はい。
0:41:01	減算と書いてあります。
0:41:12	感じがするご報告。
0:41:33	今田初音。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:40	地区、
0:42:42	部屋にメンテナンスを含めて、
0:42:46	人がいることはないんですかっていう、町側で多分窓もないし、一瞬でブラックアウトするんじゃないかなと思うんですけど、ていう質問ですね。
0:42:57	何かあったら、
0:43:03	あと何か定期点検とかあり得ると。
0:43:36	減収と木下でございますお待たせしました。はい。例えばコンクリート注入指数で後とかドラム詰め室、或いは濃縮セール町会の図面で、この三つの部屋でございます。ちょっと、
0:43:48	大変恐縮ですこれ図面にちょっとですねそこまで図示してないんですが、コンクリート注入室の上側といいますか、近い操作室側の方には窓がございます。それぞれ、
0:44:02	あとですねその、
0:44:05	そういう意味でH階層歳出映画バーのには非常用照明が4ヶ所ついてございますのでそちらからの明かりとかで、しかもこの部屋は人それぞれ一つ独立した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:21	部屋で、ちょっとこれも大変恐縮ドラム詰め室の南側で下側にも実は扉がございます。一つの部屋からず。
0:44:33	でございますのでいわゆる建築基準法に基づくような非常用照明は設置されてございませんけども、そちらからの明かりですぐに避難することができるというふうに考えております。
0:44:46	はい。規制庁渋谷です。承知いたしました。一連のつもりで挙げましたけどすべての部屋について、非常設備がないように見えるところについては、必ず、そういう
0:45:01	相澤さん、はい抜かされているという理解でよろしいでしょうか。
0:45:06	はい。その辺の議会でございます次のですね7-11、ちょっと今、図示してないといましたけども例えば土地1階の固体系の処理学習の制度とかですねそういったものもすべて、
0:45:21	等でございますので、そちらからすぐに鹿野赤井で脱出できると考えております。
0:45:29	はい、承知いたしました。
0:45:35	他に、第7編について何かございますでしょうか。
0:45:40	規制庁カネコ0 何もないですか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:45	定常カネコですけれども、
0:45:53	ちょっと私が関橋田に聞いた内容だったら申し訳ないです。
0:45:57	スピード。
0:46:08	所定の明るさ。
0:46:11	説明書は 63 ページ。
0:46:16	なあ。
0:46:17	女性の明るさとして出力する。
0:46:23	床面にいる。
0:46:24	これは許可でうたっている話ではないですね。
0:46:34	これはインテリックスにループ数これはあれですか、消防は何かをやら れてるんでしょうか。これは
0:46:40	この赤津さんを恒設できている根拠なり何なり、
0:46:49	はい、清城野ヨコボリですけどもこちら衛藤を確か建築基準法だったか と思いますけども、他法令で、
0:46:58	要求というかですね、がございましてそちらからこちらの値を設定して いるものでございます。あのね、審査参考資料として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:09	この明るさについては建築基準法に準拠した形で設定しているってい う、何か説明資料提出しておりますが、
0:47:18	この精度高くするわけです。
0:47:21	はい、承知いたしました。50分以上点灯するということは十分も同じ建 築基準法ですか。
0:47:30	通常のヨコボリですけども、こちらの10分以上というのはそういった 法令ではなくてですね、我々の設備から他社対比する、避難するために 必要な時間として、
0:47:44	10分以上をあれば近くの避難口から退出できると、というようなことで 10分以上というふうに設定をしております。一番頭の遠いに時間を要 するところでも、
0:48:00	十分っていうそういうことでよろしいですかね。
0:48:04	はい、おっしゃる通りですね。
0:48:08	はい。はいそれとそれも参考資料に書いてください。
0:48:16	はい、承知いたしました。阿藤。同じ63ページなんですけど。
0:48:25	3ポツにある以上っていうのは、具体的に何を想定してます。
0:48:46	どういう状態。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:51	僕は消えちゃう。
0:48:53	そういうのも何か、煙が立ち込めてるってということなんですかねどうい う異常を想定してますか。
0:49:02	はい。処理場ですけども、こちらはですね
0:49:07	処理場内の各処理、
0:49:10	施設というか設備ですねそちらでですね発生する異常なので
0:49:15	火災ですとかそういったことも含め、
0:49:20	出野以上を想定しております特に
0:49:23	添 10 で評価を行っているような、
0:49:28	ものをまでではないんですけども、
0:49:32	火災ですとかそういった本当一般的に起こり得る異常、そういった部分 が発生した際のことを、
0:49:40	記載してございます。
0:49:43	飯塚をカネコです。技術基準規則では設計基準事故が発生した場合って 書いてあるんで、書類上はないです。それが設計基準事故想定なかった ですよそれは、麻生です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:55	多量の放出とかはない。5 ミリを超えるようなものがないので設計基準事故自体はございません。ということは、
0:50:05	これ要求わあ、この 20、20 条の第 3 項はないっていう理解なんですけど。
0:50:12	それは例として層理解じゃないんですか。
0:50:17	はい。処理場のヨコボリですけども、本来ちょっとそこはおっしゃる通りなんですけど許可の段階でですね、こちら、
0:50:25	処理場には設計基準事故がないということでいろいろとご説明したりやりとりをさせていただいた中で、設計基準事故はなくても、想定する事故があれば、それを
0:50:38	踏まえて対応が必要というふうな形になりましてこちらすべてさん。
0:50:43	ここまでですね対応するということで、ですので設計基準事項という言葉を使っておりませんで異常が発生した場合というような形でこちら適合させるというふうにしてございます。
0:51:00	1 ヶ所、旅行に行くともう、今の二つですかね。
0:51:05	20 条 3 を、
0:51:06	3 項に関するところですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:10	基本、
0:51:11	水原瀬下から、これから、
0:51:17	今の設計基準事項と異常の話っていうのは設計基準事故、
0:51:27	対策基準、技術基準規則の第3項に対応した組織、設置許可上の記載内容っていうのは、何ページのどの辺にありますか。
0:51:43	許可小のですね、テンパチの方針9のところ、安全避難通路等になっておまして、その
0:51:54	そのですね適合のための設計方針のところ、また書き以降でないな、
0:52:04	その設計方針のところ、また書き以降にまた照明電源喪失した場合においても機能を損なわない、避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設けるといふに、許可上、記載をさせていただきます。これが許可、
0:52:20	基準規則の第11条の3号に該当するということで、記載したのになります。
0:52:29	はい。ここで時間点の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:34	それで個別の端の方の（２）の一番最後にもこれ以上発生した場合に使用する証明し、
0:52:44	消費云々かんぬんっていうのは同じこの話をしてるところですねこれ。
0:52:55	しゃあないですね。
0:52:58	はい。ではこの基準規則、
0:53:12	でこれ資料N o店がたので、中身は変わんないんですけど、
0:53:18	正確に言うと技術基準規則の 20 条第 3 項要求はないと理解してるんですけど、先ほど言ったように許可に書いてあるんだねということであれば、許可整合の観点がここ、
0:53:33	そういう所の場合の対応してるんですけどっていう説明の仕方もあるのかなって気がしてるんですけど、やっぱり技術基準、技術基準規則をしてるっていう説明の方はとしてはいいんですか。
0:53:49	中条ヨコボリですけども、処理場としましては、許可整合の観点からというふうに整理をさせていただいた方がいいとは思っています。
0:54:04	比嘉根井、郷。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:08	つけ根を見ると、何か違う、対応しているように見えちゃうんですよ。中身は許可整合なので、あえてここにいないんじゃないかって気がするんですけど。
0:54:20	イトウはどうか考えます。
0:54:26	そうですね基準を見たときに、建設内容を見ると、何でこれがあるんだっけっていう議論がすぐに出てくると思うので、
0:54:39	あそこは許可制棒だから、
0:54:43	答弁書。
0:54:45	ああしたというのが書き分けられていた方が、シミュレーションしてもいいのかなというふうに思います。
0:54:58	いや、そう、これ本社さんどうしたらいいか考えてもらえますか、何かここじゃなくてもいいかもみたいな、今お話ありましたけども、組織、救命部門との話もあるでしょうから、ちょっとここでどうするか考えてください。
0:55:15	改修上窪です。承知いたしました。ちょっと許可整合の観点から、整理をさせていただいて、許可した、すいません。設工認申請書の書き方を改めてちょっと整理をさせていただきたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:30	はい。
0:55:36	同じG 63 ページなんですけど、
0:55:41	これは事前に参考資料なんかいただいているのはこれで一応確認したいんですが、この、目につきやすい場所ってというのは、当協会でもそんな話 は関係ないでしょ。
0:55:52	用意識別。
0:56:02	この例。
0:56:06	劇場の木曾空じゃないか、6、資料 63 ページの、
0:56:15	1 ポツにある、各建屋外には目につき合い追加書って書いてるものが目 につきやすい箇所っていうのと、
0:56:25	許可で言っている容易に識別できるっていうのは同じ意味で使ってます か。
0:56:42	何々することにより容易に識別できるって書いてある文字じゃないです よね。うん。病院に識別できるように、エリアつきやすい場所に何か経 由しますってことです。すみません。
0:57:23	目につきやすい場所っていう、何でしょ、どういうところが目につき合 ってる箇所なんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:38	はい。こちらですね、大体建築基準法今日等でもですねまた避難口の上 ですとか、あと壁側ですね、
0:57:48	床に近い部分というかですね
0:57:51	主任できやすい位置に大体工を設置をされているということで、
0:57:57	そのような記載をちょっとさせていただいております。これは検収基準 考えに従って、踏まえてやってるっていいことですね。
0:58:08	はいそうですね建屋に今、既設で設けられているものすべて建築基準法 等にも基づいて設置をされているものということになりますので。は い。ちょっと明確に建築基準法上に、
0:58:19	表現があるかどうかちょっと別としまして、そこに基づいて設置してい るものでございます。
0:58:25	そうするとあれ頭で、
0:58:29	避難通路の計G照明の数とか種類とか、そういったものも、何かあれで すか、基準法から、
0:58:49	はい。処理場のヨコボリです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:52	そうですね基本的には建築基準法上に基づいて、必要な場所を必要な部屋とかですね必要な出入口、そういったところに必要数設けられているものではございます。
0:59:07	建築基準法は高くないってことだよな。
0:59:15	はい。その通りです。
0:59:17	あれ、これもちょっと参考資料2、継続建築基準法の考え方を踏まえて設置図で具体的にはこうこうこういうことっていうのを、
0:59:29	と書いといてもらおうと助かります。そうしないとね、数、これでいいんだっていうのはそういう話になっちゃうと、非常に煩雑なんですけども、建築基準法に踏まえるというのであれば、それはまた一つの説明になるので、
0:59:43	承知いたしました。はい。
1:00:11	終了。
1:00:37	63ページの2ポツのところなんですけど、2行目に照明用蓄電池または予備電源により給電するというのでシート、書いてあるんですけど、
1:00:52	へえ。
1:00:56	この照明用蓄電池っていうのは、通常G2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:03	L E Dダウンランブルール。
1:01:07	L E Dの蛍光灯、蛍光灯に対する照明用蓄電池は多分存在しないわけが していて、健康に関しては予備電源という理解でいいですか。
1:01:24	処理場のヨコボリですけども
1:01:27	蛍光灯タイプのものですね器具自体にそういった蓄電池を内蔵して いるものがございますので、てことタイプでもございます。
1:01:39	そうすると照明蓄電池と予備電源ってのはもう何か、その照明の種類に よって使い分けてるんですかそれとも設備の状況かなんかで使い分けて るんでしょうか。
1:01:52	はい。処理場ヨコボリですけども、今おっしゃられた通り設備によって ですな施設によって、
1:01:59	使え、使い分けているというかですね、設備によってちょっと違いがあ るということで、予備電源から給電する設備もあれば、蓄電池を内蔵し ているもの、
1:02:10	を設置している設備もあるということになります。わかりました。
1:02:41	O Kです。はい。
1:02:45	他に、第7H z、何かございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:51	はい、では続きまして第8編のご説明をお願いします。
1:02:57	すいません荻堂です。規制庁伊藤ですけれども。
1:03:04	今は予備電源って圧倒的な予備電源として設備登録がされているものな んですか。
1:03:21	はい。書類上のヨコボリですけども、こちらの第2廃棄物例えば第2廃 棄物処理棟に、
1:03:29	ディーゼル発電設備、がありますのでそういったところから給電するケ ースもございます。
1:03:40	ディーゼル発電設備は確か許可書を書いてあって、
1:03:46	排風機とか給電に用いてるやつだったような気がするんですけども、
1:03:53	建屋ごとに
1:03:56	指導電源が設けられていて、
1:04:01	それに紐づく負荷に計上されているっていう理解でいいってことですか ね。
1:04:10	はい。その通りすべての建屋にですね予備電源とか第2廃棄物処理棟は ディーゼル発電設備を設けておりますけれども、それ以外の設備ディー ゼル発電設備のようなものを設けているところはございませんが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:23	建屋にある、非常用の電源というかですね、そういったところから給電をする、要は、
1:04:32	照明器具自体に、
1:04:34	バッテリーとか内蔵してなくて
1:04:37	給電、
1:04:40	のところから給電するような、盤から給電するようなケースも、建屋ごと とにちょっと違いがあるということになります。
1:04:46	わかりましたそれはあれですかね補足資料上なり、書き分けられていい るか、書き分けていただくっていう理解でいいんですかね。
1:05:00	はい。承知いたしました先ほどあった説明、資料とかですねそちらの方 でそこがどの施設がどういう形かというのが、わかるようにちょっと書 き分けて説明資料にちょっと、
1:05:12	記載をさせていただきたいと思います。
1:05:15	はい、よろしくお願いいたします。
1:05:19	渋谷さん、結構です。
1:05:21	はい、ありがとうございました。では改めまして、第8編の説明をお願い いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:30	放射線ある処理場のキタハラです。それでは続きまして第8編ですね処理廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の構造及び容量になります。
1:05:42	まず申請の概要というところですがけれども、こちらも同じく対象設備建屋についてですね、こちら真ん中の枠で囲っているところでございます、
1:05:56	古謝江藤、加藤様括弧Bこちらが処理廃棄物保管場所の対角施設建家ごとのですね置き場所とかエリアを示しているものと、右側の方にはですね、両括弧Cというところで発生廃棄物を
1:06:10	保管場所、こちらですね対象の部屋とかエリア名を示しているものでございます。
1:06:18	こちら設計条件ですがけれども、まず表-8ポツ1、こちらがですね処理前廃棄物保管場所の設計条件というところでございます、第1廃棄物例えば第1廃棄物処理棟についてはですね、廃棄物の一時置き場というところで、こちらに、
1:06:34	保管します固体廃棄物の種類というところについてはですね、可燃性の固体廃棄物で、低レベルのですね、固体廃棄物は保管対象ですということ、最大保管本数についてはこちら、ここで800本と、
1:06:48	いうふうな形で記載をさせていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:51	こちらですね、一部注釈の方でも記載させていただいておるところですけど第2 廃棄物処理棟のですねと処理配給収納セルもこちらについてはですね、すでに設計及び工事の方法の認可の方はですね過去に受けているものであるんですけどもこちら改めて保管廃棄施設と、
1:07:08	ましてですねこちらへと認可を受けた受けるというところがございます。
1:07:13	またあと減容処理等のですね、一時保管数についてはですね、こちらの発生廃棄物保管場所と共用というところがございますので、最大保管本数についてはですね、※2 にあります通り、
1:07:24	は、合計発生廃棄物保管場所と、廃棄物量等ですね、合計の保管本数であるというふうにしております。あと固体廃棄物の一時保管等につきましてですね、こちらの注釈3 にあります通りこの後説明しますけども第9 編。
1:07:40	2 点個別に申請するというところで本編では対象外としております。
1:07:48	はい。続いて表-8 ポツにこちらが発生廃棄物保管場所の設計条件でございます。こちらもですね第1 処理と第2 処理と第3 処理と解体分別保管と減容処理棟というところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:01	保管場所ですね、名称と種類、そして最大保管本数の方はこちらに示してございます。
1:08:11	続きまして設計仕様でございますけれども、まず表-8 ポツ3がですね、先ほどの処理前廃棄物保管場所ですね、こちら設計仕様でございます、衛藤基本的にすべての建屋共通ですけれども構造としてはですね、
1:08:26	置き場の区画としましては鉄筋コンクリート造りであるというところでございます、各施設、縦エリアごとにですね、こちら寸法をですね、こちらに記載しているというところでございます。
1:08:39	減容処理等については、の一時保管数についてはこのように立体だろうをですね、設置しているといった形でですね、こちら合計ではですね、200 リットル
1:08:50	角型容器とかがあるため清宮グリッドダム監査で540本とないっていうことで合計で1500本分以上それ以上ですね、容積を確保しているというところでございます。
1:09:04	はい。表-8 ポツ4ですけど発生廃棄物保管場所の設計仕様でございます、こちらはですね基本的に部屋の名称が書いてあります部屋に関してですね構造はすべて鉄筋コンクリート造り後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:17	<p>いうところですけども、一部の施設については例えば第1 廃棄物処理棟のですね、について保管庫発生廃棄物保管場所ということで保管庫を二つ、設置してございましてこちらいずれも箱構成の箱型のものであるというところでこちら寸法の方で示しております。</p>
1:09:32	<p>あともう一つは第3 廃棄物処理棟のですね、こちら保管庫 A B とありましてこちら同じく構成の波浪形のものがあるというところがございます。</p>
1:09:43	<p>はい。でこちらですね一部のところというところでまず第1 廃棄物処理棟の発生廃棄物の保管場所のですね、こちらちょっと複雑なんですけど赤い枠で囲っているところのですね。</p>
1:09:54	<p>投函場所の区域となっております。</p>
1:10:01	<p>続きまして第2 廃棄物処理棟のですね、こちら修理前廃棄物の保管場所というところでこちら処理廃棄物収納セルのですね、こちらあと右側にですねこちら拡大した図のほうも載せておりましてこちらの収納管というものをですね、12 個、</p>
1:10:15	<p>ございましてこちら1 種、収納管1 ヶ所について30 リットル、金属容器がですね、こちら3 本収納できるというところのものとなっております。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:28	こちら左側の方にある瀬戸第1廃棄物処理棟のですね発生廃棄物保管場所ということで配当リーダー室のですね、こちら図面の方を示しております、こちら真ん中にですね配当。
1:10:38	'装置があるというところでこちらを除いたところのエリアというところへですね、保管場所の仕事になっているというところでございます。右の方ですね、あと減容処理等のですね、一時保管ですね、こちらの
1:10:54	2に記載しております通り次立体だなというところですね、合計でこっちこれところ示しているですね本数からですね、保管できるというところとなっております。
1:11:09	はい。技術基準規則への適合性というところにつきましてははですね該当する条項がですね、こちらの第36条の保管廃棄設備でございます。
1:11:22	はい。こちらで全部すいません5月19日の資料を示しております。まだ青字のところは書いてないんですけども、第36条の第1項第1号、
1:11:34	というところに適合するためというところで、につきましてははですね処理廃棄物保管場所及び発生廃棄物、保管場所については、処理名前または処理後ですね、放射性固体廃棄物を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:46	一時的にですね保管するためのというところで必要にですね必要なエリアと設けることによって、最大本館本数をですね、保管できる容量を有するものとするというところで、
1:11:59	なお書きでですね最大の保管本数についてはですね、減少施設の保安規定の方に定めまして、運用で%にすることとするとしております。
1:12:10	続いて第36条第1項の第2号こちらの漏えいしにくい構造というところについてはですね、こちら先ほど説明しました通り
1:12:21	部屋でですね、保管するしているところについてはですね、その建屋の どうか、壁、
1:12:27	等ですねエリアを確保している保管場所についてはですね、鉄筋コンクリートづくりとするというところであると、大庄と第3処理棟に全部設けるですねと箱型の場所についてはですね、こちら構成の箱と、
1:12:41	そういうことによって放射性廃棄物が漏えいしにくい構造とするというところがございます。
1:12:50	現象設置変更許可申請書との整合性というところですね、こちら左側に ですね添付書類8のですね、都外許可上のですね該当する所方針とですね、条項の方ですねと記載して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:03	<p>ところでございまして、まずこちらについてもですね、先ほど説明しました社申請書上でですね、設計条件と設計仕様のところで整合をとっているところでございます。</p>
1:13:16	<p>こちらも先ほど説明しました通り処理廃棄物保管場所等ですね設計条件と設計仕様、そして発生廃棄物保管場所の設計条件と設計仕様の方、それぞれ示しているものでございます。</p>
1:13:32	<p>使用前事業者検査の項目ですけれども、まず第1号のですね、構造等検査ですけれども、まずこちらちょっと場所によってですね分けておまして、第2処理棟のですねと処理前廃棄物収納制度減容処理棟の一時保管槽間立体台については、こちら下のですね炉の据付検査、</p>
1:13:54	<p>ということで世古野瀬それぞれの設置状況を目視にて確認するというふうな検査となっております。ですけど、逆にそれ以外の施設についてはですね、飯野古謝寸法検査というところで実際に部屋のですね寸法を測定してですね、その</p>
1:14:10	<p>保管場所がですね示された先方以上であることを確認するといった検査でございます。</p>
1:14:15	<p>次はですね、こちらブレース共通ですけれども、外観検査というところですね、まず壁とか床ですねエリアを確保しているところについては</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>ですね材質が鉄筋コンクリートづくりであることをこちら目視により確認すると。</p>
1:14:30	<p>あと第1処理棟と第3処理等のですね箱型の保管場所についてはその材質が公正であることをですね、こちら目視により確認するという検査でございます。</p>
1:14:42	<p>はい。最後のですね第3号の検査についてはこちらの適合性確認検査と品質マネジメント金融システム検査については同様に行うというものでございます。</p>
1:14:51	<p>第8件の説明は以上となります。</p>
1:14:54	<p>はい、規制庁シブヤですありがとうございます。まず36条からお伺いしたいと思いますので、スライドの82ページをお願いいたします。</p>
1:15:12	<p>ご説明をいたします。</p>
1:15:14	<p>ではまず第1項ですけども、通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有することということになっております。</p>
1:15:24	<p>今のご説明で、こういった日、広さの部屋があってそこにドラム缶等が何本入るかっていうことはわかったんですけども、この平常運転時に、どれぐらいの</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:37	<p>廃棄物が入って行って処理がされて、また出ていくのかっていうそういうフローがないとこの容量が足りるか足りてないかっていうことについては判断できないんですけどもいかがでしょうか。</p>
1:16:18	<p>や、</p>
1:16:27	<p>すみません終了のヨコボリですけども、すいません遅くなりました。そうですねおっしゃる通り</p>
1:16:35	<p>処理前それから発生廃棄物の保管場所で一時的に置くエリアということで、出入りがありますので、</p>
1:16:42	<p>そこはフローをどのぐらいの廃棄物が発生してきて、</p>
1:16:49	<p>処理でどのぐらい減ってもその出入りが分かるような少し、</p>
1:16:53	<p>フローを整理してお示ししたいと思います。</p>
1:16:58	<p>はい、規制庁シブヤですよろしく願いいたします。</p>
1:17:02	<p>次、同じく第3号ですけども、崩壊熱及び放射線の照射による発生する熱に関する放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により、一部腐食する恐れがないこととありまして、</p>
1:17:16	<p>今回の申請ではこの3号は不要としておりますけども、これは例えばα線を出すものとか、化学的に不安定なものとかそういう、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:27	<p>廃棄物が、は搬入される見込みが全くないということでしょうかそれともその分量が少ないから問題にならないとかそういうことでしょうかご説明お願いいたします。</p>
1:18:32	<p>はい処理場のヨコボリですけれどもここの第3号に関しましては、崩壊、それ、燃料系のものとかを、処理場としてを受け入れることはまずございません。また</p>
1:18:48	<p>α %に関しまして非常にほとんど受け入れないというかですね非常に値、小さいものというか、レベルが低いものというかそういった、</p>
1:18:59	<p>物等を処理場としては受け入れる、また化学薬品とかの影響ということであまり発生もそれほどないのと、</p>
1:19:07	<p>こちらについては</p>
1:19:09	<p>安全取扱手引き放射性安全取扱手引きというそういったものがございましてそちらで、</p>
1:19:15	<p>発生元でも運用しておりますので、処理場として、ここに該当することはないということで今回適合</p>
1:19:24	<p>をには含めておりません。</p>
1:19:27	<p>甲斐規制庁シブヤです。はい、じゃあ、わずかにあるということで、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:32	ちょっとやむ間の中身の、なんつうかキャラクターゼーションといいますかその辺に関する情報を少し含めた記載をお願いしますでしょうか。
1:19:48	はい承知いたしました。はい。よろしくお願いいたします。
1:19:55	ちゃんとかういった一時的保管芭蕉。
1:20:00	では例えば詰め替えとか、そういう、
1:20:04	作業は一切ないという理解でよろしいでしょうか。
1:20:10	収録日ですけども、この処理廃棄物発信とか、市廃棄物保管場所ここで特段そういったことを行うところはございません。
1:20:21	例えば、そういう容器を倒してしまったりとか何かしたりとかしてこの蓋が開いてしまうとかそういう恐れはないでしょうか。
1:20:55	症状のヨコボリですけどもそういったことが全く起こらないとは断言はできませんがそういった異常時、実行時とかですねそういったときの、
1:21:08	対応として、詰め替えというか、詰め替え行為自体は当然行いませんで、当然出てしまったりっていう場合にはですね、ハウスを組んだりい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろいろ対処した上でドラム缶に戻すなりですね、復旧するということはあるかと思いますが
1:21:28	詰め替え行為ということを自体は特に、こういった
1:21:32	保管場所でやることは基本ございません。
1:21:36	はい、わかりました。
1:21:40	突発的にはあり得るということですけども、
1:21:51	こそ例えばですけども、
1:21:56	この第第 15 条の、
1:22:01	第 4 項ですね。
1:22:03	原子炉、
1:22:05	起振研究と減少施設のうち 1 が審判に対するものまた船舶の内部の壁床 その他の部分であって放射性物質による汚染される恐れがあり、
1:22:15	かつ人が触れる恐れがあるものの表面は放射性物質による汚染を除去し やすいものではなければならないと、例えばこういうものは、
1:22:23	該当してこないでしょうか。
1:22:52	はい処理場のヨコボリですけども、この 15 条の 4 項を、がですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:03	その次工事、本当にその異常時ですねそういったものを想定してるのか ってうちのちょっと私もすぐ、判断ができないんですけども基本的にはこの発生廃棄物とか処理前の廃棄物置く保管場所ってというのは、
1:23:16	先ほど説明の通り各建屋の中に設ける部屋、
1:23:20	の中にあるところでございまして、当然壁床塗装して、除染しやすいと かですねそういった設計になっているもともとある建屋の設計の中のそ の中に一部の部屋というような、
1:23:34	形になってございますので、この申請の中でここを適合させる必要はな いかなというふうには考えております。
1:23:45	はい、規制とシブヤです。ありがとうございます。ちょっと我々、私言 われるんですが私も読んでいて、建屋の方で、
1:23:53	野中担保しようとしているのか、個々の設備でやろうとしているのか、ち よっとわかんないなと思うところが幾つかありまして、
1:24:04	例えば第6条は、多分設計してないと思うんですけども、地震による損 傷の防止ってのは、もう建物の方で取ってるからという理解でしょう か。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:17	黄色のヨコボリですけども、そちらおっしゃる通りです。はい。そうすると、例の別表 2 でいうと三角扱いですかね。
1:24:47	はい。処理場ヨコボリですけども別表 2 で言うとそうですね、耐震のところであれば建屋のところに、
1:24:56	三角をつけて、
1:24:59	おまして
1:25:02	処理前発生廃棄物のところにも三角をつけている。
1:25:06	なるほど。
1:25:07	はいわかりました。瀬戸シブヤですけども、建屋じゃないものがあったと思うんですけど、箱型保管庫 A B っていうのもあったと思うんですけども、
1:25:18	これは第 66 条はどうするんでしょうか。
1:25:27	はい処理場のヨコボリですけども、箱型のものもですね、基本的にその建屋の中に当然設置をしているものでございまして、
1:25:39	閉じ込め自体とかですねそういった部分は建屋でやはり担保することになりますので、
1:25:46	当然

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:48	建屋の方でそこも耐震なんか見ているということになります。
1:25:53	箱型保管何かどこかにボルトで固定するとかそういうそういうものは必要ないんでしょうか。
1:26:22	はい 荘司ヨコボリですけども、箱型のもの等は当然我々、
1:26:28	この施設に限らずですね転倒防止っていう観点もありますので、しっかりそういった固定等はしてございます。
1:26:39	そうするとやっぱりやはりその箱型、
1:26:41	重量とか、あとは起こり得る深度とかそういうのを考えて、
1:26:47	やっぱりボルトの仕様とかを決めないといけないとかそういうことはないんでしょうか。
1:26:55	処理場ヨコボリですけども、そこについては先ほど申し上げた通り、閉じ込めへの機能とかですねそういった部分は、当然この建屋で確保をします。当然この保管場所、
1:27:08	箱型の中を負圧にするとかですね、そういったことは特にはないですし、当然箱型の構成というのは物置というかですね、そういったもので、その中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:18	させてですね何かっていうことではなくて、置いてある部屋、建屋で閉じ込めを確保するという観点で考えておりますので、耐震C等については、
1:27:30	建屋でしっかり見ているということで従来からの整理をさせていただいております。
1:27:38	はい規制庁シブヤです。ありがとうございました。
1:27:42	他に、第8編で何かございますでしょうか。
1:27:51	はい嶋村さんお願いします。
1:27:55	新たに72ページと73ページ、次に比べるとですね。
1:28:04	第3廃棄物処理棟この発生位置は、処理前廃棄物保管場所っていうのはないんですけどこれ必要、必要ない。
1:28:19	ということなんでしょうか。
1:28:22	はい。庄野ヨコボリです第3廃棄物処理棟は、液体廃棄物を取り扱う施設になってまして、処理前の廃棄物保管場所は不要になります。ただ、
1:28:32	当然液体廃棄物処理して、セメント固化をして、固体廃棄物となった発生廃棄物については保管場所が必要ということで、このような整理になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:45	それと、
1:28:47	72 ページの方にある固体廃棄物一時保管棟これあの処理前しか、
1:28:54	ものしか動かないという、そういう、
1:28:58	ことでよろしいのでしょうか。
1:29:01	はい症状ヨコボリですおっしゃる通りです。こちらは処理前廃棄物しか置かない場所になります。わかりました。
1:29:20	はい、ほか第 8 編についていかがでしょうか。
1:29:25	閉庁カネコレース。
1:29:29	等この技術基準第 36 条の他の対設備に関する要求は、
1:29:37	第 82 万 9000、すべての処理場の対象施設が出てくることになるんですけども、
1:29:57	説明書 83 ページ、G2 じゃねえ。これ 80 ページか。
1:30:07	12 行。
1:30:10	基準規則の対応を 1 個のところに一時的に保管する理由であって、第 9 編の、
1:30:21	タイトルを一時保管庫ってなんですね。
1:30:25	多分いずれも一時的に本保管するための設備だと思うんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:31	一時的じゃない保管廃棄する設備は処理場にはないんですか。
1:30:43	非常に保管廃棄施設ございます。通常ですね一時的な、この処理前発生廃棄物以外の保管廃棄施設というのがございます。今後、
1:30:53	うちの施設ございます。物理的な物がございます。
1:31:00	そうすると、
1:31:01	通常の保管廃棄施設、
1:31:05	設工認は要らないんですか。
1:31:13	はい、処理場ヨコボリです。保管廃棄施設 36 条に該当する部分に関しましては、既認可で整理をさせていただいているものですので、
1:31:26	そこの 36 条に該当する申請は不要というふうに整理をしております。
1:31:34	例えば、その保管廃棄施設施設ってというのは、一つサンプルで、建物の場合、できれば別表 2、資料 6。
1:31:46	別表 2 でちょっと教えてもらえばありがたいんですけど。
1:31:50	せずにメールか立山立山 G L とか、
1:32:03	通常の保管廃棄設備の設備ナンバーを 1 個か 2 個、ちょっと教えてくださいませんか。
1:32:13	はい。例えば別表 2 でいきますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:20	と番号で 234。
1:32:23	から 241 にかけてか、例えば廃棄物保管棟ぽつ行末。
1:32:29	そういった
1:32:31	廃棄物がございます。
1:32:37	134
1:32:41	はい。
1:32:47	これは建屋系の保管廃棄施設になりますけれども、
1:32:54	江藤を 230 分というのは、その他配布室だけ、他の建屋があるんですか。
1:33:01	これあの保管廃棄施設通。
1:33:04	廃棄物保管とポツ 1 という建屋になります。
1:33:08	その番号のですね、一つ上を見ていただくと、
1:33:12	廃棄物と監督のためになってまして、なるほど。はい。そういったところですね、
1:33:22	例えば、この廃棄物保管とポツ 1 の 236 番の津波対策とかですね、そういったものはすでに申請をして、認可をいただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:37	234 番の建屋のところを見ていただくと、その一番下の 36 条のところは、既認可というような整理になってございます。
1:33:47	後で 234 の横書き 30434 のですね、第 36 条下の方になりますけども、
1:33:58	フェーズ 2、これは他廃棄施設で言えばですね、そこが既認可のところとあとニジュウマル案件とかになってますけどもですね、そこが近隣のところ、そういったところで読めるということで判断をし、
1:34:14	新たな設工認は不要ということで整理をしているというのが、この保管廃棄施設になってございます。方でもう一度繰り返しますけど、234 の建屋は、
1:34:26	P P B 保管施設ではなくて、通常その他施設でいいんですよ。
1:34:32	はい、おっしゃる通りです。
1:34:44	今回一時保管施設について申請されているのは、
1:34:48	なんでかっていうと、要求が新たに変わったんですっけ、ちょっと内容が変わったんですよ。
1:34:56	はい。こちらですね、新規制の中で許可に、初めて入れたというかですね新設としてこの処理前、発生廃棄物の保管場所っていうものを設けるということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:09	こちらについては、改めて改めてとか新たに設工認申請をしているというものになりますと、こういうことは新規性基準場合は、
1:35:20	新規常勤新規性基準前の
1:35:23	処理廃棄物を買わせる場所はなかったということなんですか。
1:35:35	それもあったんだけど、規制対象じゃなかった。
1:35:41	規制から規制対象施設になったんです。磁束説明なんです。その新規性から道路利用をちょっと教えてくれました。
1:35:51	はい処理場ヨコボリですけども、おっしゃる通りもともとあったところもございます例えば減容処理等の一時保管等とかですね建屋竣工時からと、そこはございまして、
1:36:05	新規制の中で、そこが規制の対象になるなってですね
1:36:12	新たにし、新たにというか、設工認、許可にも入れて、設工認の申請も行っているといったものになります。
1:36:23	そう。
1:36:25	サマリー物自体は昔からありました放射性物質も使ってましたけど、規制の対象にはなってませんでした。地域性基準の段階で改めて見てみた

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ら、これは規制対象であるべきだよねということで、エントリーされた とそういう理解でいいんですか。
1:37:05	A 東条ヨコポリですけども、すみませんちょっと規制の対象じゃなかつ たかというちょっと、明確にお答えはできなくて申し訳ありません。ち よっとそこ確認と整理をさせていただいて改めて回答させていただいて もよろしいでしょうか。はい。お願いします。
1:37:20	そうね。はい。
1:37:26	それ、通常の間接は未申請で一時的なやつが申請されてるんで、そこは 一定の説明が必要だと思いますので、
1:37:37	その説明を後日平行です。お願いします。
1:37:42	総合承知いたしました。さっき渋谷の方からもありましたけど、発生の 方がわからないと、ちょっと
1:37:53	あれですね、
1:37:56	やっぱり処理前、
1:38:02	このボタンで記述を一時的に保管したら、
1:38:07	一時的に保管する目的って何ですか。
1:38:16	特に処理を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:32	はい。処理場のヨコボリですけれども、こちらはですね、
1:38:38	ちょうどの施設として当然長谷川もですね長期に保管できない部分もございますので定期的に処理場で受入れるわけなんですけれども、
1:38:49	受け入れたものは基本的には通常の保管廃棄施設に保管することになりますけれども、その中から処理を行う対象のものを取り出してきて、受け入れの通常の保管廃棄が、
1:39:03	処理を処理をするわけなんですけれども、当然、一本一本処理をするために持ってきて処理してっていうよりは、ある程度処理できる分を一時的にそこに岡置いてですね、
1:39:14	そこから処理をして処理したものを一旦発生廃棄物保管場所に戻して、さらにそこから保管廃棄施設の方に移動させていくと、そういった運用もございまして、
1:39:24	再処理前とか発生廃棄物の保管場所というものを設けております。
1:39:31	やっぱりちょっと資料をいただければと思います。簡単におさらいしたいんですけど、処理前はわかるんです。所有前に、その何だろう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:41	一時的に回復してそこから処理をするってこと、処理後のその一時的な保管っていうイメージがわからないんですけどすみませんもう一度説明してもらえますか。
1:40:00	はい。処理後の発生廃棄物になりますけどもそちらにつきましては、保管廃棄施設の方に処理ごとで保管廃棄するんですけども、
1:40:11	当然その処理はした廃棄物を、
1:40:16	例えば1本2本単位ですとねその都度保管廃棄施設に持っていくっていうこともちょっとなかなか難しいことがありますので、一旦その発生廃棄物保管場所に保管をしてですね、
1:40:28	保管場所に持っていくほか廃棄設備も手続きが必要になりますので、
1:40:33	その手続きを行った上で、すぐに保管廃棄施設の方に持っていくと、そういう形になります。わかりました。
1:40:42	そうすると、なあ。
1:40:50	処理前廃棄物より発生廃棄物の保管、
1:41:09	ボリュームを一時的に保管するための必要な容量っていうのは、
1:41:15	これは何が律速になるんでしょうかね。そのある程度の量が確保されれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:27	その処理が終わるまで処理場廃棄物保管場所に持ってこなきゃいい、いいわけだし、
1:41:34	その処理前、廃棄物保管場所の容量っていうのを、もうそれで繰り返しなっちゃうとその容量ってのは何によって決まってくるんでしょうか。
1:42:33	はい処理場のヨコボリですけども、今のご質問は
1:42:39	許可上の最大保管本数としているこの本数の根拠ということによろしいですか。
1:42:46	そこに入る前に、
1:42:51	概念をお聞きしたかったんですけど、もうちょっとわかりやすく言うと、例えば処理前廃棄物保管場所の療養って、今、ドラム缶で何対何でしたっけ。
1:43:06	はい。ちょっとそこ、施設によって変わるんですけども、資料の 72 ページに、衛藤処理前であれば、台帳管等の一時置き場であれば、800 本とかですね。
1:43:20	こちらの記載。
1:43:22	があそこに該当します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:25	はい、わかりました。そうするとね、第1廃棄物処理の規制庁、梶田委員が1廃棄物処理棟の最大保管数800本が、これが、
1:43:36	100本になったらどうい問題が起きます。
1:43:51	処理場のヨコボリですけども、例えば第1廃棄物処理棟であるここ焼却処理を行っている施設になりますけども、
1:44:00	年間通してですね1000本近くの処理を行っていくわけなんですけれども、ここが100本になってしまうとですね
1:44:11	伴というかですねこちらにまた持ってくる、すぐに処理が終わってしまいますと、すぐに
1:44:22	搬入の回数がですね非常に増えてくるということになりましてちょっと運用上少し困難になってくるかなというふうに思います。わかりました。そうすると、廃棄物処理棟の再現本数は、焼却設備の処理能力に、
1:44:35	依存するっていうんですかね完全関係するとそういう理解でいいですか。
1:44:50	はい、荘司横堀です。そうですね処理能力等も考慮してあとは運搬ですかね。運搬してくる運用も含めてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:01	そういったことを考慮した上で最大でもこのぐらいという形になってお ります。
1:45:08	運搬の組を云々かんぬんの意味がよくわからないんですけど、
1:45:13	それわあい所の処理施設が1回位、例えば、500本分しか処理できない んであれば、
1:45:22	500本以上溜めておくことを、
1:45:24	にあまり意味がないと思うんですけど、処理焼却設備の処理能力以上に ためておく必要がある理由は何でしょうか。
1:45:57	そう。
1:45:58	はい。処理場のヨコボリです。こちらの処理ですけども、
1:46:03	発生施設ごとに、いろいろな発生施設がございまして、発生施設ごとに 処理を行っていったりってこともございますので、
1:46:15	そういったことも考慮する。
1:46:18	とですね少しバッファとして多く持っているというそれほどこれも多い わけではないんですけども、
1:46:25	そういったますのでですね多いわけではないんですけど、考え方で最大 の保管本数というのを出しているということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:36	というよりも、この要求のね、
1:46:39	通常運転中に発生する。
1:46:44	これが生きるその他を廃棄する理由を有することってということなので、 通常運転中に発生する発生する量って何なんだよってというのは、必ず確認する必要があって、
1:46:55	だから発生する量というのは何に、密接に関係あるかということで、今札幌支店第1廃棄物、処理等のお話をお伺いしたんです。
1:47:06	そうするとすると、通常運転中に発生する量というのはどういうふうに計算するんですか。
1:47:45	はい。症状ヨコボリです。申し訳ありませんちょっとこちらもですね、施設がちょっと大きく説明でちょっと違いが、数もありますので、全体的にちょっと整理をさせていただいて、改めて回答という形でもよろしいでしょうか。結構、
1:48:03	を、
1:48:12	そうですね。
1:48:13	やっぱり、この処理場で同様とか処理する量とか、そういう全体の収支計算みたいなやつね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:24	出していただいた方がいいのかと思いますのであわせてご検討いただければと思います。
1:48:33	はい、承知いたしました。
1:48:36	そもそも、
1:48:40	社長も一部来ますか。はい。
1:48:42	磯正孝 52 時間です。あと、ここ誰が使うのかって、少なかった。
1:49:05	すいません。
1:49:14	ありがとう。
1:49:25	はい、甲斐技師の手腕問題ありません。
1:49:28	よろしいですか。
1:49:31	規制庁渋谷です。では次 9 辺ですけども、ちょっと 10 分休憩をさせてください。5 時再開でよろしいでしょうか。
1:49:42	はい。処理場ですけども承知いたしました。はい。よろしく願いいたします。
1:49:48	ファイルが 2 本でした。
1:49:51	はい。
1:49:53	ソリゾウノヒアリングの続きを行います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:58	それでは、第9編についてご説明をお願いいたします。
1:50:06	廃棄物処理場のキタハラです。それでは第9編、固体廃棄物一時保管等の構造カック耐震性の遮へい性能及び耐震性の確認、及び容量というところで説明させていただきます。
1:50:22	はい。申請の概要ですけれども、こちら対象とする施設は一つだけというところで、こちら固体廃棄物一時保管棟のみでございます。
1:50:32	5施設の概要というところでこちら平面図と断面図のほう示しております。こちらの平面図の方で図が書いてあります通りですね、出入り管理室があってその上で、
1:50:44	入ったところもすぐはですね、この保管室であるというところで、こちら開口部としてシャッターが2ヶ所あるというところの構造となっております。
1:50:57	はい。設計条件というところでたくさん記載の方あるんですけれども、構造としましてはですね、こちら上に書いてあります表の方で示しているところとなっております、
1:51:07	こちら耐震重要度、分類としましてこちらCクラスに該当する施設であるというところで構造としても鉄筋コンクリート造りの地上1階建ての

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:16	建屋となっております。ただ保管対象の物としましては可燃性の固体廃棄物というところで、容量としましてはですね、保管能力としてこちら20立冬のカートンボックスで換算で、8000戸、
1:51:31	評価能力を有しているというものでございます。
1:51:37	こちら設計仕様でございますけれども、まず固体廃棄物一時保管等についてはですね、こちら炉規法に基づきまして核燃料物質の使用の許可を取得しまして施設検査に合格している施設でございます。
1:51:51	こちらですね平成2年に建設した施設でございます、真新しいの耐震設計基準に基づいて、建物であるということで、建設当時においてもですね、建屋の許容応力度、
1:52:05	及び保有水平耐力についてはですね、基準を満足していることを確認してございますと、建設以降にですね、改正されました。あと建築基準法、
1:52:15	のですね、関係規定の最新の基準に適合していることを確認するためのですね、耐震評価の方を実施してございます。
1:52:23	その結果ですけれども、影響力と保有水平耐力は、耐震Cクラスの基準を満足しておりですね、かつ地盤についてもですね、接地圧が、土地耐力以下で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:35	あることを確認しておりますので、当該施設に対する新たな工事は不要というふうにしております。
1:52:41	その下に要領で書いてありますけれども、こちら可燃性固体廃棄物、エーワンを保管する、保管数の方を設置してございます。筆保管数の容積ですけれども、本設ではですね、主に金属製の容器の方ですね、使用しております。これ一戸当たりですね、20リットルカートンボックスを25号、
1:53:00	収納することができる容器となっております、この保管数にはですねこの金属製容器が320個と、
1:53:07	いうところで、20リットル缶とボックスの換算で8005をですね、保管できる能力を有しているというものでございます。
1:53:18	こちらですね表の9-2というところで、一時保管等ですね、構造及び保管方法というところで、先ほど説明した通りでございまして、主要な寸法というところでこちら記載してですね、それぞれの
1:53:31	長さが寸法でございまして、
1:53:35	保管方法ですけれども、今度先ほど説明しました金属製容器をですね、こちら7行掛ける10日掛ける4段積みとしまして合計320個ですね、保管すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:45	いったことといたたですね、こういった配置の方法をとっているものでございます。
1:53:53	技術基準規則への適合性というところで、該当する場としましてはですね、まず第五条試験研究用等原子炉施設の地盤、第6条が、こちらの地震による損傷の防止、
1:54:07	続きまして第16条のハ遮へい。
1:54:11	最後は第36条の保管廃棄設備が該当する条項でございます。
1:54:20	はい。こちらですね、技術基準規則へのそれぞれの適合性というところですけども、まず、第5条地盤ですけども、これに適合するためというところで、こちら先ほど説明しましたけれども、建設以降に、
1:54:33	改正されました建築基準法に基づく耐震評価において、8番の接地圧が、自治体営力をですね、下回ることを確認することによって、
1:54:45	試験の許可基準規則のですね、地震力が作用した場合においても十分に支持することができる地盤に設置するものとするというところがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:55	続いて第6条の地震による損傷の防止ですけれども、こちら該当するの がですね、第1項公衆への放射線障害ですけれども、これに適合するた めというところで、こちらですね、
1:55:08	先ほど説明しました通りこっこのこの施設に学会建設されたのが平成2 年というところで、その当時ですね、接待心身新しい方の耐震設計基 準に基づく建物であるというところで建設当時にはですね、協力と。
1:55:23	保有水平耐力が基準を満足していることを確認しているものでございま す。
1:55:28	建設以降に改正された建築基準法に基づく、耐震評価においてもです ね、耐震Cクラスの基準を満足することを確認することによって地震 力、耐震Cクラスの地震力による損壊によって公衆に放射線
1:55:43	障害を及ぼすことはないものとするということになります。
1:55:49	続いて第16条ですけれども、まず第1ですけれども、こちらの原子炉 施設からのですね、通常運転時における直接線とスカイシャイン線によ ってですね、周辺の空間線量より、
1:56:03	ですが線量限度を十分下回るようにというところでございますけれど も、こちらですね、関する廃棄物からですね、これらの放射線が放射さ れた場合においてもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:13	<p>パテ自体がその鉄筋コンクリートづくりでありますのでそれぞれの柱壁 というか天井がですね、遮へいされているものであると、廃棄物の搬入 孔というところで構成のシャッターを設置しているんですけどもそれ以 外、開口部を設けない構造と、</p>
1:56:30	<p>しているというところがございますので、基本的にシャッターを閉めた 状態で保管するというところがございますので、空間周辺ですね、空 間線量率が十分に低減でき、</p>
1:56:41	<p>非常に施設の設計はしているというところがございます。</p>
1:56:45	<p>続いて第 16 条第 2 項ですけれども、こちらの外構するのが第 1 号とい うところでこれは必要な遮へい能力を有するというところですがけれど も、こちら第 1、説明と同様になりますけれども、建屋の転勤コンク リート、</p>
1:57:00	<p>作りね囲ってるところで、廃棄物の搬入高ですね、それ以外開口部を設 けない構造とすることによって、必要な遮へい能力を確保しているとい うところがございます。</p>
1:57:16	<p>はい。こちらですね第 36 条、保管廃棄施設になります。まず第 1 項の 第 1 号でこちら保管廃棄する容量有するというところございまして、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	この固体廃棄物一時保管棟の方ではですね、処理運転や維持管理等で発生する、
1:57:32	可燃性固体廃棄物をですね、焼却処理設備の方で処理するまでの間ですね一時的に保管するために必要なエリアというところでちょっと、
1:57:42	MLカートンボックス換算で8000戸ですね、こちら保管可能なエリアということで確保するというところで必要な容量を有するものとするというところがございます。
1:57:52	続いて第1項の第2号と第2項ですね、こちらの漏えいと汚染の拡大防止というところがございますけども廃棄物、伴銀行以外は開口部は設けないと言って、設計とすることによって可燃性固体廃棄物が漏えいしにくい。
1:58:09	構造とするというところでトタン適合しているというところがございます。
1:58:17	で、原子炉設置変更許可申請書との適合性というところで該当するところがまず、本文のところ、
1:58:24	ローマ踏まえ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:26	2例とこうでございますけれども、こちらについてはですね、右側に市 示しております通り設計条件とそしてあと、その容量というところの説 明で、
1:58:36	担保して、整合性を確認しているというところでございます。
1:58:44	続いて添付書類のところですけどもこちらの期方針13というところ でですね、鉄筋コンクリートづくりの設計とする、するということ でございます、これに対してもですね先ほどの説明の通りになりますけ れどもそれで、
1:58:59	設計仕様というところですねと、設工認申請書にも記載している ところでございます。
1:59:07	こちらですねと答え廃棄施設の概要というところですね、それこちら も図、こちら主に廃棄物保管場所のみというところでございますので、 それ、
1:59:18	設工認申請書の方ですね、ちょっとこの構造と保管方法について記載 しているところでございます。
1:59:28	使用前事業者検査の項目ですけども、まず第1号についてはですね、 まず問、寸法検査ですね、あと可燃性固体廃棄物を一時的に仮置する保 管室ですけどもこちらの主要寸法、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:44	<p>ですね、この先ほどの図の9ポツ3で示した寸法異常であることをこちら測定実測によって、確認の方にいたします。</p>
1:59:52	<p>次、次はですね外観検査になりますけれども、こちらですね、後閑須賀、壁とか床天井もありますけれども、それに加えてコーセーのシャッターによって壊れており、開口部が、</p>
2:00:04	<p>ないということですね、こちら目視により確認すると、これらの壁とかシャッターにですね、有害な割れ変形がないこともですね、あわせて目視によって確認いたします。</p>
2:00:15	<p>経営と適合性確認検査と品質マネジメントシステム検査については他の編と同様でございます。はい。第9編の説明は以上となります。はい。規制庁渋谷です。どうもありがとうございました。</p>
2:00:29	<p>この建物は平成2年にできたということですが発電物質の使用の役割を終えたので、</p>
2:00:39	<p>治療法抗体廃棄物の一時保管施設に転用するという理解でよろしいでしょうか。</p>
2:00:52	<p>廃棄物処理場の都度です。こちらの施設につきましては今でもですね核燃料物質使用施設等における、放射性廃棄物を保管する。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:04	施設となつてございまして同じようにですね、処理廃棄物保管場所として許可を取っているものになります。今回こちら原子炉施設について新たに許可を取るといったところでございます。
2:01:17	規制庁芝です。そうすると、二つの八鍬梨衣で計上する機器を追加よろしいでしょうか。
2:01:25	はい。現役構造スドウです。おっしゃる通りでございます。
2:01:30	はい、ありがとうございました。
2:01:35	それではちょっと 16 条をお伺いしますけれども、
2:01:41	09 条は試験研究用等原子炉施設は通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン性による高潮周辺等の空間線量率が原子力規制委員会を定める。
2:01:55	線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。そうしております。
2:02:00	で、
2:02:03	その線量、
2:02:07	として認識されてるのはこの 92 ページの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:11	形状圏の構造のところに、管理区域境界における線量等の率 1.3m S v 噛みつきというのがありますけども、これ、
2:02:22	これがこの 16 条の線量限度に相当するという認識でしょうか。
2:02:50	拝啓処理場のストウです。まず、管理局案については、記載の通り、3 ヶ月に 1m S v を超えないことから、
2:03:02	ちょっとですね
2:03:05	当然ながら周辺監視区域境界につきましてもですね、
2:03:10	線量限度を超えないことは確認しているものでございます。
2:03:14	はい、そうですねその 1 ミリスピリットファイアの方がむしろ、
2:03:19	16 条の審査としては、重要かと思しますので、それをあわせて記載いた だければと思います。
2:03:32	はい。敗血症 4 ストウです承知いたしました。
2:03:36	はい。
2:03:38	あと、同じく専門に関する、
2:03:45	記載ですけれども、ちょっと申請書を読ませていただいていたの たの。
2:03:55	朝比奈深井齋藤の計算ところなんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:58	本文の 9-6 ページのところなんですけれども、
2:04:07	あの表の 9-1 があるページですけれども、2 段落目かな。
2:04:12	固体廃棄物一時保管棟亀井選考会廃棄物への市からの放射線影響による 管理区域境界における空間線量率が、
2:04:21	運転に基づく管理区域の設定基準 1.3m S v 以下を下回るよう赤田コン クリート遮へいする、永木としてナオタン廃棄物一時保管等から、
2:04:33	保管、補完とり保管する可燃性固体廃棄物 1、
2:04:37	それから直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の甲状腺影響による 修正、監視区域境界の空間線量率は、固体廃棄物一時保管等から、直近 の保管、
2:04:50	アイピース施設である解体分別保管棟の保管室、
2:04:57	に比べて十分小さいため影響防止できるという形で入ってますけれど も、
2:05:02	他の
2:05:05	施設との比較で書くのはあまり
2:05:08	意味がないと思いますので、この固体廃棄物一時保管棟のまず固有の値 を示していただいて、実際に空間線量率は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:18	ここは別途計測する時にはもちろん両方からの施設の足し合わせになるかと思えますけれども、
2:05:24	ただ、30年後とか40年後とか、そういう時にこの他の施設の使用状況が同一とは限りませんし、そういった条件が変わったときにまた、
2:05:34	審査をし直すかっていうとそういうことでもないと思えますので、答え廃棄物1時間保管等としてまず、交流の値というものをしっかり示していただければと思えますがいかがでしょうか。
2:05:49	減少機構の須藤です。承知しましたそうですねこちらについて比較ではなく、答え木口循環とそのものの数字のほうを記載させていただきたいと思えます。
2:06:00	はい、清とシブヤで承知いたしました。
2:06:08	はい。他、第9表について何かございますでしょうか。
2:06:14	慎重シマムラですけれども、
2:06:17	今回
2:06:20	試験部としては、
2:06:22	初めての申請ってことで
2:06:26	耐震計算を行ってると思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:34	消費税の他の施設で、
2:06:38	すでにもう例があるんですけど、
2:06:43	耐震計算書は、Cクラスなので、耐震計算書はいらないけれども、
2:06:49	耐震
2:06:51	検診計算方針書かな、そういった名前の数ページの
2:07:01	資料を、
2:07:04	申請書に添付してもらってるんですけど何かここ。
2:07:07	なんか今申請書を見たところだと何か添付されてないようなんで、
2:07:17	矢野生苑の、今回2回目のセイサカイ後の対象じゃないんですけど、何か変なの放射線管理施設は、それがついてたんですけども、
2:07:33	は、
2:07:34	ついてないようなんで、そこは
2:07:39	すいません私がどっか見逃してるのかもしれないですけどもついてないのであればついつけていただきたいということです。
2:07:49	はい症状のヨコボリです。今回ちょっとつけてないのはですねこれまで耐震方針書を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:56	つけて申請していたものについては、耐震評価を行って一部N Gが発生して、新たに耐震上の工事を行う。
2:08:07	そういった申請案件につきましては、方針書、そういったものを添付をしております、今回のこの一時保管等につきましては、
2:08:19	特段の新たな工事が発生するものではないということを確認しておりますので、
2:08:26	ちょっと方針仕様としてはつけてないというのが実態です。
2:08:31	でもあれですね試験炉としては初めて申請。
2:08:37	されたわけですね。
2:09:01	多分、既設ではあるんですけど、試験炉の施設としては新設と、
2:09:08	同じような扱いになるんじゃないかと思うんですけど。
2:09:26	はい所長の横堀です。承知。おっしゃられたところは承知いたしました ちょっと方針書としての記載をどうするかってちょっと検討させていただいた上で、
2:09:39	検討も含めて考えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。罰金ですと40センチぐらい雪が降っても大丈夫ですとかあったり、そういう記載はあるのではないかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:57	処理場のヨコボリですけども
2:09:59	方針賞なので、そこまでちょっとこまもともと付けてるやつですね。こまで細かな情報というのは計算書ではございませんので入れてないですね、ございます。
2:10:13	ちょっと今回初めてということもありますので、少し、これまでのものを踏まえつつも、必要と思われる、今おっしゃられたところもですね、ちょっと記載を検討させていただきたいと思います。
2:10:25	はい。よろしくお願いいたします。
2:10:32	はい。他に何かありますでしょうか。
2:10:34	第9条の申請アクセスはこの前もお伺いしましたが、これもやはり運用ということで申請してないという理解でよろしいでしょうか。
2:10:46	はい。処理場のヨコボリですけどもおっしゃる通りです。
2:10:50	はい、承知いたしました。
2:10:54	政調会長谷津 30。
2:10:58	第9ですね。
2:11:24	アイウエオ局 1、
2:11:31	両方を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:33	そう。
2:11:35	今の 36 条をお伺いしたいんですけど。
2:11:38	だけど、1 項 3 号説明書 100 ですね。
2:11:45	化学薬品に対して腐食することではないことなんですけど、この前の
2:11:55	何か事件の説明と同じように、崩壊熱数が少ないし、放射線も少ないし、三角印も少ないので、1 項 3 号については考える必要がないっていう、そういう認識でよろしいですか。
2:12:12	はい、原子力機構の須藤です。こちらもそうですね処理前廃棄物保管場所分がありますので考え方は同じとなります。
2:12:21	崩壊熱はない、放射線の照射もない、化学薬品も含まれていない、こういうふうには言い切れます。
2:12:36	うん。
2:12:45	廃棄物減少機構の須藤です。
2:12:48	崩壊熱等はありません化学薬品につきましては、仮に化学薬品をふき取ったウェスとあった場合には含まれないことないと思いますが、何回か腐食等に影響を与えるようなものではないと思う。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:02	ておりますまた発生する側からはですね中和して、出しておりますので、そういう観点から問題ないかなと考えております。そういうふうに説明するんじゃないっていう感じがしますけど。
2:13:17	要はこの腐食の要因となるものに対して耐えられるようにしてねっていう、そういう欲求なので、
2:13:25	腐食の要因となるような化学薬品が含まれてはいるけども、その影響は受けないんですっていうそういう説明で適合の説明が必要なんじゃないかなあとと思いますけどいかがですか。
2:13:39	いえ、黒田っていうのは必要に応じて審査会合でお話をするということです。
2:13:46	現状機構の須藤です。衛藤承知しましたこちらはですねそちらのその辺りのを盛り込んで記載させていただきます。
2:13:57	ジャマールです。許可との関係では、化学薬品関係腐食関係は何か増えてます。
2:14:07	ないんでしょうね多分。
2:14:20	そっか。
2:14:28	グレーんし、京王ズ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:49	いや、形成機構の須藤です。今回はざっと確認しますと化学薬品、
2:14:58	おっきな記載はなかったと思います。うんが腐食に対するインテルホールはこの場ではされてないってことですな。
2:15:06	はい工数はおっしゃる通りです。
2:15:15	許可の要求の中 2、こういう技術基準が 36 条の 2 項 3 号に該当するよ うなものって、
2:15:24	ないんですか。
2:15:44	36 条、明日でしょうね。
2:15:48	3、23 日。
2:15:57	ということで、
2:16:00	汚染が広がらない。
2:16:05	うん。
2:16:12	大江志賀。
2:16:17	すごいよ。
2:16:19	障害についての評価なんですね、こちらで入った方は少ないですね。
2:16:25	こちらで基準要求を確認しましたが、ここはもう、23 条には腐食に関する要求はないので、もし仮に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:36	先ほどの話を基準規則だけに変えても、許可制工場を等々で問題があることはないので、ちょっとご検討いただければと思います。
2:16:50	じゃ、はい。原始的工数で承知しました。次の確認ですけども、同じ 36 条の 5。
2:16:59	2 項、
2:17:01	についてです。お答えを。
2:17:09	他する施設は、
2:17:12	ホールで廃棄物による汚染が広がらないようにしてねってことです。説明は、
2:17:19	誤開放分が 35 で、
2:17:28	燃え広がりません、ずっと書いてあると思うんですけど、じゃあ開口部から広がるのってということに対しては、どういうご説明なんですか。
2:17:40	搬入交換時に効果が広がるんじゃないのっていう、
2:18:13	原子力機構の須藤です。基本、
2:18:20	廃棄物を反映する時以外です。ね出し入れする時以外はシャッターを閉止しておりますので、廃棄物か

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:30	容器から放射材物が漏れているような時にシャッターを開放することはないので、問題ないかと考えております。
2:18:38	そうすると、ここは運用とセットということになりました。
2:18:44	はい。原子炉機構の津田です。土谷そうですね運用とセットになります。ちょっと流行改善会計あける前には、
2:18:56	仲野線量があったりとか
2:19:00	貫入しようとしているものに汚染がないかどうか、そういうものは確認するとかそういう運用が、
2:19:07	セットになって、36条の第2項に対して適用するそういう説明になりますか。
2:19:29	原子力機構の須藤です。そうですね廃棄物を反映する前にはですね、施設の状況確認したりがございますので異常等があればその時点で反映することも考えております。
2:19:45	これね、これが参考資料じゃまずいので、
2:19:50	申請書にちょっと書いてもらえないかなあと思ってるんですが、いかがでしょうか。これだと、何か適合が片手落ちになってるに出ちゃうんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:03	原子力機構スドウ承知しました。そちらの方は申請書に記載させていただきます。
2:20:09	ちょっと表現ぶりをご検討いただければと思います。
2:20:19	うん。
2:20:22	ねえ。
2:20:30	9億。そう。
2:20:39	規制庁渋谷です。先ほど線量告示の第16第2条の話をしたんですけども、ちょっと、
2:20:47	忘れたところ、
2:20:50	今月テンパチのところにですね、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50マイクログレイ以下と設定するというそういう記述があるので、
2:21:03	許可整合ということになるかと思いますが、
2:21:06	碓井診療の辺りとしてはそれをそっちもちゃんと踏まえてますよっていうのを、どこかでわかるようにしていただければと思います。
2:21:24	原子力機構するので承知しましたと50マイクログレイとの関係も記載させていただきます。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:37	あ、規制庁さんの例でちょっと、
2:21:42	第 8 ページに戻っちゃうんですけど、
2:21:58	意見の 81 ページ、82 ページを、
2:22:08	て欲しいんですけど、ほか 36 条の適合確認するという言葉。
2:22:19	何か変わったんですよね設計が。
2:22:25	もしくはこれ要求なのか。
2:22:27	36 条第 1、
2:22:31	なんで 6 条の申請をしてきているのは、要求内容が変わったから、もしくは施設、こちらの変更があったから、どっちになりますか。
2:22:45	はい。東條の小堀ですけれども、衛藤 36 条の 1 項の 1 号 2 号については新規要求事項ということになっています。そちらの方で申請をしているものになります。
2:22:57	これ新規なんだ、すごい。
2:23:06	1 項 3 号等を、2 項 3 項は、昔から要求があった、そういうことですか。
2:23:20	はい、おっしゃる通りです。
2:23:40	お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:43	私からは、
2:23:47	伊東さんいかがでしょうか。
2:23:52	はい、規制庁伊東です。
2:23:55	ちょっとすみません何点かこれまでの質問をなぞるような形で幾つか確認をさせてください。
2:24:02	はい。す。
2:24:04	ちょっと条文上の方からまず、第5条の地盤のところなんですけれども、
2:24:17	ありがとうございます。
2:24:20	で、地盤主耐力型設置後時耐力を下回ることにより、
2:24:27	十分習熟することができる地盤に設置するっていう定性的には表現をいただいているんですけども、
2:24:35	じゃあ、その地盤の支持力っていうのぐらい支持力があるのかとか、
2:24:42	建屋の及ぼす圧力どのぐらいなのかっていうところを定量的にも
2:24:49	結果を見せていただきたいなというふうに思っていて、それも含めて基準適合性を確認させていただきたいと思っています。
2:24:58	ので、資料として、そうした点を提示いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:09	はい、西崎高野須藤承知しましたと違わせ定量的に示させていただきます。
2:25:15	はい、よろしくお願いします。
2:25:18	それから続けて規制庁イトウですけれども、第6条の耐震の関係ですけれども、
2:25:25	基本的にBCクラスについては方針の確認ということで審査をすることになってますけれども、
2:25:34	これも定性的にはある程度記載をさせていただいているところではあるんですが、
2:25:42	を考慮する地震力っていうのは新Cクラスの重要度に応じた地震力ということで、
2:25:50	あるんですけれども、
2:25:56	そうですね許容できる財力どのぐらいなんかとか、あとは建屋自体の設計時はどういう規格を適用してやっているのかとかそういったところが
2:26:11	うまく示されていないように見えますので、
2:26:14	そのあたりも含めてですね、設計の考え方を示していただきたいと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:24	で、設工認の我々が審査する時に設工認を、耐震設計の設工認審査ガイドっていうのもありますので、
2:26:33	そういうものを見ながら、どういうところをされるのかというのを見ていたりしますので、最低限のどこを
2:26:41	示せばいいのかという確認表としてはそういうものを参照いただいてもいいかなとは思っております。
2:26:51	はい。
2:26:52	その点、よろしいでしょうか。
2:26:58	藤減少機構スドウで承知しました先ほどの他にいただいた質問、コメント含めましてこちらは記載内容、
2:27:08	経験として記載させていただきます。
2:27:12	そうですね
2:27:14	根拠というか、今、訂正、今の記載だと、申請書上も少し判断にはしがたい部分があるということだと思いますので、
2:27:27	精製所としてどこに記載するのかっていうのも含めてですね検討いただければと思っています。
2:27:35	それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:38	A群、
2:27:42	第8条のその外部事象とこれは、
2:27:46	これは第1編の中で農協建屋も含めて、評価が示されているという理解 でよいでしょうか。
2:27:56	正田の久保です。おっしゃる通りですこちらは第1編の方でまとめてこ の建屋も含めて入れております。
2:28:06	わかりました。
2:28:07	はい。それからさっき渋谷からもありました第9条の方針のところは、 これ全体としての考え方整理してまた示していただくということだった と思うので、
2:28:20	またそれはまた改めてご説明があるという、全体的なご説明があるとい うことでよろしいですか。
2:28:37	はい原子力機構の小堀です。
2:28:39	はい。改めてちょっと資料の方を準備をしまして、そちらはご説明をさ せていただきたいと思います。ちょっと
2:28:48	衛藤。
2:28:50	現状の段階でちょっと口頭で回答させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:55	S T A C Y等ではですね後段規制との関係の整理でうちで別表1の整理ですけども、そこで、
2:29:04	設工認申請と、運用対応、両方にマルをつけているということで、設工認申請を行っているものになります。処理場の方は一旦ご承知の通り運用対応ということで設工認対象外と整理をしておりますこの違いなんですけども、
2:29:21	こちら技術基準上ですね、
2:29:24	原子炉を設置する工場。
2:29:27	ということで、
2:29:29	記載がございまして、当時ですねその整理の中で、精神等で原子炉を有する施設ということで、
2:29:36	設工認も対象として申請をしている。で、我々処理場の方は、原子炉を設置する施設がございませんので、こちらは、
2:29:47	運用の対応のみということで当時整理をしたということになっております。
2:29:56	当時の整理はそうだったということですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:59	安全機能を持っている施設かどうかという括りではないってこと ですよね考え方が。
2:30:09	はい、そうですね
2:30:11	安全機能を持っているということでは、なないですねはい。相当、例え ばそういう目を見たときに、不要、
2:30:22	運動を変わるのか変わらないのかっていうのは一つの考え方だと思うの で、
2:30:27	そこも含めてご検討いただければと思います。
2:30:35	はい。承知いたしました。はい。
2:30:40	11 条機能の確認なんかもこれは同じように、その全体の考え方を整理い ただくということだったと思うので、よろしく申し上げますと。
2:30:52	それから、
2:30:56	それからですね。
2:31:04	建築、
2:31:07	ちょっと第 8 編の方の関係も含めて確認したいんですが、第 15 条の汚 染の防止を、
2:31:18	第 4、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:19	金井ですけれども、
2:31:28	まず
2:31:30	15条の第4項はこれと適合不要ってということで、ということなんでしたっけ。
2:31:42	はい。9年ですね第9編では、
2:32:14	はい。処理場のヨコボリですけどもこちらは第8編のところでご説明をちょっとさせていただいた通りでございまして、
2:32:25	処理前のほか、廃棄物保管場所という古藤になりますので、
2:32:33	漏えいとかですね、そういった汚染されるってところがですね基本要件に収納したものを補完的に保管しているということで、
2:32:42	汚染っていうと、やっぱり事故時というかですね何かそういった、
2:32:47	物があった場合ということになるんですが、その部分をどこまで想定するかというところもあるんですけども、今の段階の整理だと15条の4項は、
2:32:57	適合を不要ということ整理をかけているものになります。
2:33:03	それはまず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:11	例えば入戸した容器を外面には汚染物が付着しないような形で、搬入を されるとか、あと人の日、頻繁な出入りが、
2:33:26	ない。
2:33:27	いいところでの管理であるとか、そういう、
2:33:34	条件が満たされるってことなんですかね。
2:33:42	だからこそ
2:33:44	建屋内部の壁や床その他の
2:33:48	降雨な部分が
2:33:52	路線があっても簡単に除去しやすい、いいものである必要はないってい うそういう説明になるってどうですか。
2:34:01	はい。症状のヨコボリですけれども、まず容器表面に汚染がないという のは当然そういった運用をしております、そこは担保できると思いま す只野。
2:34:12	この一時保管棟なんかは当然人が、
2:34:17	ちょっと出入りするようなところではないんですけれども建屋内に設け る。
2:34:21	廃棄物保管場所に関しては、一部、そういったところもございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:29	ただ容器表面、当然汚染がないことが確認されていてそういったものを運用しておりますので、
2:34:38	あまりその線が、
2:34:40	その部屋に広がるとかですねそういった恐れはないということ。
2:34:44	にはなるかと思えます。
2:34:47	そのあたりの考え方をですね、よく整理をしていただいたものを、
2:34:53	法発展と急変ともにですね。
2:34:56	適合不要ということであれば不要という考え方を、
2:35:02	資料として、
2:35:07	今の記載だとちょっと十分とは言えないということなので、
2:35:11	整理をして示していただければと思えます。
2:35:17	で8、8. すいません発表の方に行っちゃいますけれども8点では、
2:35:22	建屋、例えば耐震とかの建屋で担保しているんで、今回は部屋の話をしているんで不要ですみたいな話だったんですが、
2:35:32	ちょっと適合性の説明の各項目を、
2:35:36	御説明の強い方の中では、既認可だから、建屋できんかだからすでに今回は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:47	屋上分なるから不要なんですとかですね。
2:35:50	その辺はちょっとわかりにくいところがあるので、県下であるところは分けて記載していただければと思います。
2:35:59	そこ部屋のことを言ってる場合とその構成容器の場合とで、多分場合が違うと思うので、必要に応じて書き分けていただければいいのかなと思います。
2:36:13	拝承上これで承知いたしました。
2:36:16	はい。すいません。ちょっと長くなって恐縮ですが、次 16、第 9 編、また戻りまして、
2:36:24	16 条なんですけれども、
2:36:30	第
2:36:32	1 個に対して力に対して、
2:36:36	周辺公衆 1 名っていうのは先ほど渋谷からも、
2:36:40	こう言った通り、まず基準で求めているそことの比較ですので、これを定量的に示していただく必要があると。
2:36:51	で、当然処理場の他の施設、処理場の保有している他の施設からの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:58	影響も含めて、江本の評価が厳しくなるような、その敷地境界のポイントにおいて
2:37:07	要求を満たすものであるということを、定量的に示していただく必要があるのかなと思っていますので、そこは根拠がわかるような、
2:37:18	ご説明をお願いしたいと思っています。それに加えて許可側で、
2:37:28	年間 50 マイクログレイかっていうことも、シブヤから申し上げましたけれども、
2:37:34	だからこれ技術基準側の話と、許可側で約束をした内容と二重にかかって
2:37:46	いますので、これは両方を満たすような設計、
2:37:46	り今回されているというふうに理解していますので、そこはもう定量的に示していただければと思っています。
2:37:55	はい、小ヨコボリで承知いたしました。
2:38:00	はい。
2:38:00	で、今の年間 50 マイクロってところに香川の話は、
2:38:09	規制許可書のテンパチの方針、
2:38:13	14 でしたっけ。
2:38:15	第 20 条の適合性の考え方のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:19	これはもうちょっと整合の資料2のページには入っていなかったと思うので、これも
2:38:26	資料に加えて、説明できるようにしていただければいいと思っています。
2:38:32	申請書上は入ってましたっけ、許可整合に。
2:38:48	ちょっとそこも含めてですね、見直していただければと思います。
2:38:55	承知いたしました。
2:39:01	はい。それから第16条第2項の関係なんですけれども、
2:39:08	ちょっと事実確認をまずしておきたいなと思ったのは、
2:39:17	えーと、
2:39:20	遮へい能力を有する者。
2:39:27	工事まず要求工場等内における
2:39:32	外部実演による消防室必要がある場合には、
2:39:36	常に経理特に近い設備も多くなっていなければならないんで、
2:39:43	設計
2:39:45	の中で述べているのは何かといいますと、1.3mmっていうのは、
2:39:55	この二階境界における線量当量率の1.3mmですと、1.3mmは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:09	管理区域ぐらいの線量限度ではなかったでしたっけ。
2:40:38	こちらの管理区域の設定基準 1.3mm三木間のところは、管理区域内と いうか境界のところになる。
2:40:50	だと思います。
2:40:53	すいません
2:40:57	第2項で、
2:41:00	満たすべき内容っていうのは、
2:41:05	工場等内に対する要求なので、
2:41:09	放射線障害防止の対象っていうのはその建屋の壁の外から監視区域境界 までの
2:41:16	間っていう理解でそこ合ってますかね。
2:41:21	今、言いたい内容っていうのは、
2:41:36	あ、症状ですけどもすいません、もう一度、今のところお願いできます かすいません。はい。
2:41:43	北條島内における、
2:41:46	熊谷法政障害防止する必要がある場合には、
2:41:51	ということを言っている条文なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:59	その放射線障害を防止すべき対象。
2:42:03	エリア、
2:42:04	ていうのは、その建屋の壁の外から、
2:42:08	周辺監視区域境界まで、
2:42:13	ととらえているかどうかというのをまず確認したかったんですけども。
2:43:03	シブヤですけど、ちょっと絵を出しましょうか。
2:43:07	環境でございます。
2:43:13	はい。
2:43:14	こんなだと思いますけど。
2:43:25	やっぱり出ないね。
2:43:30	はい。
2:43:54	ああなるほどそういうことですね。
2:44:04	テクノエリア間を枠から赤枠の間のエリアを、
2:44:09	1.3 ミリ以下になるように、
2:44:13	ペイしますと。
2:44:15	で、建屋の外壁のところは 1.32。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:19	雨森上西ますという
2:44:23	商品設計になりますということですか。
2:44:29	はいそうなりますその通りですねはい。
2:44:34	13 ミリ以下にする。
2:44:43	設計仕様なんですけれども、
2:44:47	具体的な
2:44:49	方法としては、どういう方法によって、どういう設計によって、これが担保されるというふうに理解すればいいんでしょう。
2:45:36	原子力機構の須藤です。建屋の壁厚とか出野他壁厚での担保になるかと考えております壁厚だった時に数字としてはこのぐらい。
2:45:47	ていうのが超えていなければそれ以上の遮へいは必要ないと考えております。
2:45:54	規制庁の伊藤です。ありがとうございます。
2:45:56	今の申請書上は何かどこを見ればいいのかってというのはあれば教えていただきたいんですが。
2:46:24	原子力円ストウです江藤遇とした者計算書になりますが、少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:01	記載があるということだけ確認できれば、記載箇所だけまた後日、
2:47:08	提示いただければそれで結構です。
2:47:17	原子炉機構の須藤です。わかりましたそちらは、壁厚と記載しているところ後程示させていただきます。あと1点修正ございまして、固体廃棄物一時保管等の管理協会、
2:47:32	こちらはですね固体廃棄物一時保管と建物の外側のフェンスがございまして、そちらのフェンスが管理区域境界となっているものでございます。
2:47:46	規制庁の伊藤でございます。わかりました。そこは申し出を適切に修正をしておいていただければと思います。
2:47:57	レジャー機構にスドウしました。
2:48:06	はいそれから、ちなみに今の1.3mmを満たすっていうのは、
2:48:15	今回
2:48:16	申請対象の効果て以外の建屋からの影響も含めて衛藤。
2:48:23	1.3mmを満足するようになっているという理解でいいんですかね。
2:48:30	その計算書を見ればそれも含めて記載があるということでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:35	原子炉機構のストウ S A と管理区域境界につきましては他の建物からの影響を考慮してございますそういう団体の建屋、施設からの影響の有無というのは、
2:48:46	でございますし、監視区域につきましては合算した数字の方で評価等を行っております。
2:48:54	ごめんなさい、もう一度よろしいですか。
2:48:57	周辺監視区域は、合算したというのは、すべてを足し合わせて、
2:49:05	た値で評価をしている。
2:49:10	その前の管理区域境界のところは、
2:49:17	一応機構のストウ S A と管理区域境界につきましてはこの固体廃棄物一条間等に保管している廃棄物間の影響のみ考慮しているものでございます。
2:49:27	収益監視区域境界につきましても各建屋からの数字、申請書には載っておりませんが、
2:49:35	各崎谷からの周辺監視区域境界の数値を、当然評価しておりまして合算しても超えないといったことは確認しているものでございます。
2:49:48	副室長の伊東です。ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:53	それから衛藤台。
2:49:56	同じく代日報の、もう第3号ですかね、第3号で、
2:50:02	自重熱応力その他の荷重に耐えるものであること。
2:50:06	これに対しては、
2:50:09	今日適合を説明不要であるということなんですけれども、
2:50:16	相当入れる、根拠という考え方というのを確認をしたかったんですが、
2:50:33	原子炉機構スドウです。自由に関しては耐震計算書の中で、夢のものとなつてございます。熱応力につきましては当該施設内には熱を発するようなものございませんので、
2:50:47	溶融設備のようにですね、音通かけて溶かしたりとか、燃やしたりといったものございませんので熱は応力につきましては考慮しないものと考えているものでございます。
2:50:58	規制庁の伊藤ですありがとうございます。今のおっしゃっていただいたような、その考え方とその定量的な根拠とかですね。
2:51:08	そのあたり、我々ここで
2:51:12	含めて、確認をしているとか、そのあたりは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:19	わかるような形で資料を整理いただかないと我々の本当に必要なのかどうかというのは判断つきませんので、そこを資料上整理をして、
2:51:30	計上いただければと思っています。
2:51:38	原子力をスドウ承知しましたそちらも整理した上で内容を検討した上で記載させていただきます。ちょっと書き方についてはこちらで内容を整理したいと思います。
2:51:53	はい、規制庁規制庁伊東でございます。わかりました。
2:51:58	はい。私からは以上になります。
2:52:05	清戸川と二見何か概況変更につきまして、何かありますでしょうか。
2:52:12	周辺以外でも結構なんかありましたらよろしく願いいたします。
2:52:29	はい、では、本日のヒアリングは、ここまでにさせていただきます。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。